

忠岡町
第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画
第2期自殺対策計画

(素案)

令和8年3月

忠岡町

目次

I	地域福祉計画・地域福祉活動計画	1
	第1章 はじめに	3
	1. 計画策定の背景・趣旨	3
	2. 地域福祉の基本的な考え方	4
	3. 計画策定の視点	5
	4. 計画の位置づけと期間	7
	第2章 忠岡町の現状と課題	8
	1. 統計から見る町の現状	8
	2. アンケート結果から見る住民意識	15
	3. 関係団体調査から見る課題	24
	第3章 計画の理念と体系	25
	1. 計画の基本理念	25
	2. 計画の基本目標	26
	3. 施策体系	27
	第4章 施策の展開	28
	基本目標1 共に支え合い、つながるまちづくり	28
	1-1 相談支援体制の推進	28
	1-2 情報提供の推進	29
	1-3 関係機関・団体との連携強化	30
	1-4 地域交流の促進	31
	基本目標2 福祉の心による温かなまちづくり	32
	2-1 福祉教育と啓発活動の推進	32
	2-2 地域福祉の担い手への支援	33
	基本目標3 安全・安心のまちづくり	34
	3-1 緊急・災害時の支援体制づくり	34
	3-2 権利擁護の推進	35
	3-3 安全・安心の地域づくり	36
	3-4 福祉サービス提供体制の確保	37
	3-5 様々な困難を抱える人への支援	38
	第5章 計画の推進に向けて	39
	1. 計画の推進	39
	2. 計画の評価	39
II	自殺対策計画	41
	第1章 はじめに	43
	1. 計画策定の背景・趣旨	43
	2. 自殺総合対策大綱について	44

3. 計画の位置づけと期間	45
第2章 自殺をめぐる現状	46
1. 自殺に関する町の現状	46
2. 自殺の危機経路について	50
第3章 施策の展開	51
第4章 自殺対策の推進体制	54
1. 計画の推進	54
2. 計画の評価	54
資料	55
1. 忠岡町役場の主な相談窓口	55
2. 忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	56
3. 忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	58

I 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

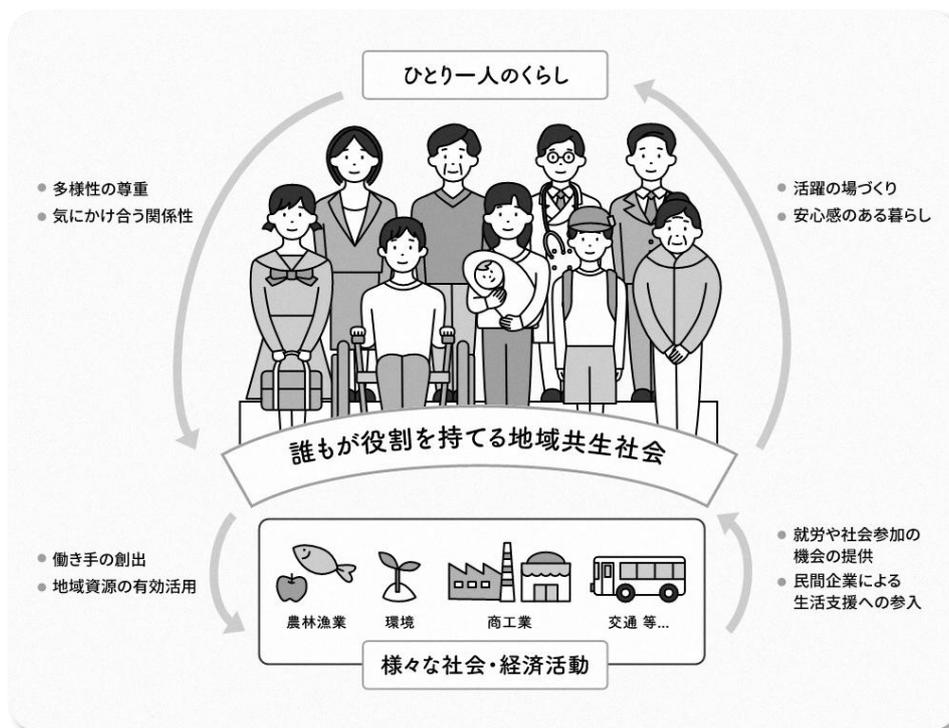
社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の充実」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに、平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

本町では、国が目指す方向を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いにより生活の質を高め、全ての人が安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めていきます。

◆「地域共生社会」とは◆

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省ホームページ

2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言いますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

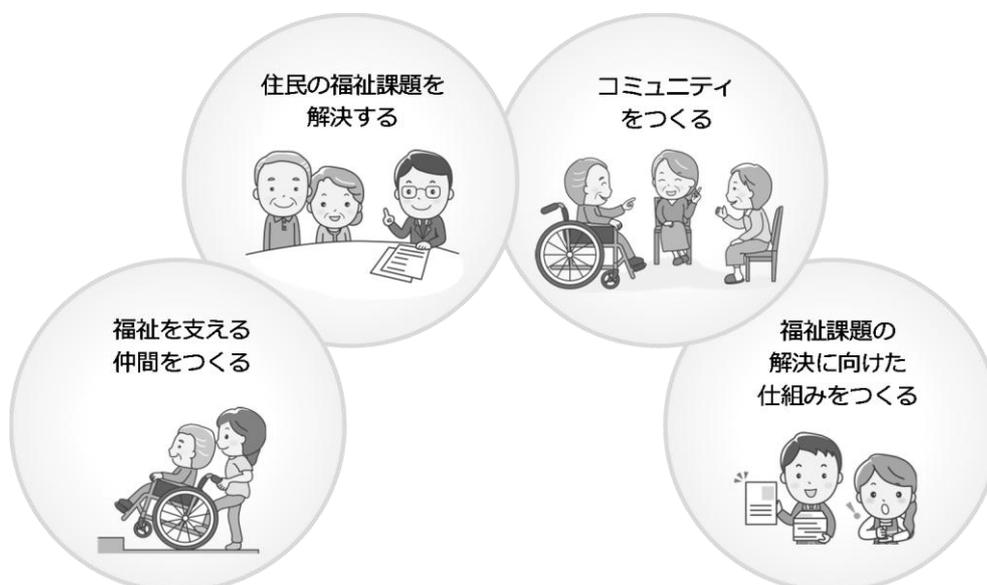
課題を解決するため、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、全ての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を認識しつつ、連携・協働することが重要です。

《自助・互助・共助・公助の関係性》

自助	互助・共助	公助
日ごろのあいさつ 家族の絆 等	地域ぐるみの福祉活動 ボランティア活動 自治会活動 自主防災組織 等 機会のコーディネート 社会保障制度(年金・介護・医療) 等	行政による施策 公的サービス 等

《地域福祉の取組（イメージ）》



3. 計画策定の視点

国では地域福祉を推進するうえでの現状と課題として、次のような内容を示しています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p>●世帯の複合課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」） ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」） ・家事や家族の世話を日常的に行うこども（いわゆる「ヤングケアラー」）
<p>●制度の狭間にある課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の対象外、基準外、様々なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障がい者手帳を持っていない発達障がい者の人等）
<p>●社会的孤独・孤立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難等
<p>●地域の福祉力の脆弱化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や人口減少の進行等による地域課題を解決していく力の脆弱化
<p>●新たな地域福祉課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯の増加、入退院の対応や看取り、死亡後の対応等

これらを踏まえ、平成30年の改正社会福祉法の施行により、地域福祉計画を福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や官民の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

（社会福祉法第107条に基づく）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

これらの事項により、分野横断的な支援やサービスの展開と、属性や年齢に関わらず受け止める包括的な相談支援体制の構築が求められます。

また、社会福祉法第4条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

地域共生社会の実現のため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮世帯等、様々な立場の人が、互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社会福祉協議会及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになってきました。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社会福祉協議会及び地域住民等が協働できる機会づくりを行います。

○ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある人について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員との連携により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 包括的な支援体制の整備

複雑化・複合化する地域生活課題に対して、それらを解決するための支援を重層的・総合的に提供する体制づくりを行います。これにより、困り事を抱える人たちが制度に合わせるのではなく、一人ひとりの困り事や状況にあわせた支援を受けられるように取り組みます。

4. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

忠岡町地域福祉計画は、最上位計画である総合計画が目指す将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、障がい者、こども等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、忠岡町地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、忠岡町社会福祉協議会の行動計画である地域福祉活動計画を包含して一体的に策定します。

(2) 計画の期間

「忠岡町第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

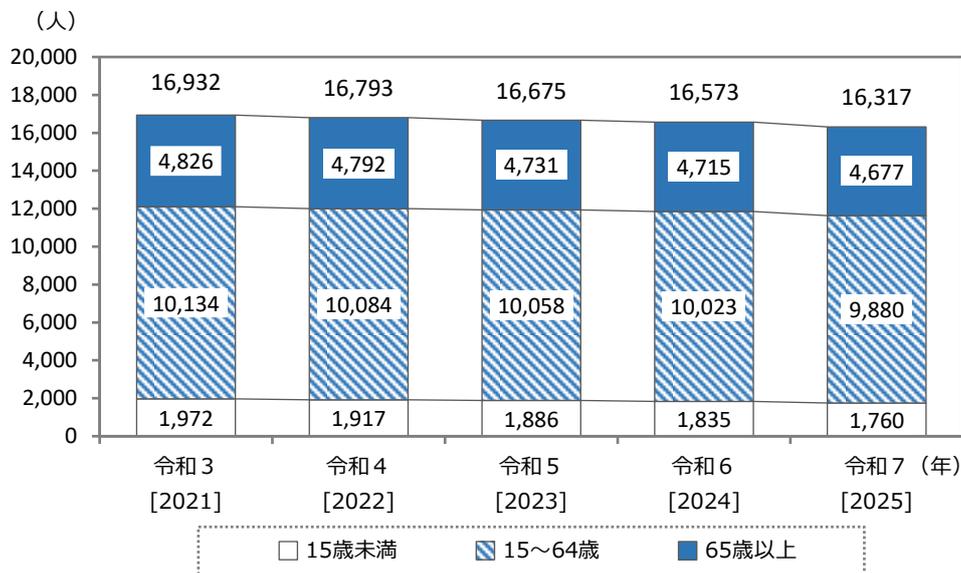
第2章 忠岡町の現状と課題

1. 統計から見る町の現状

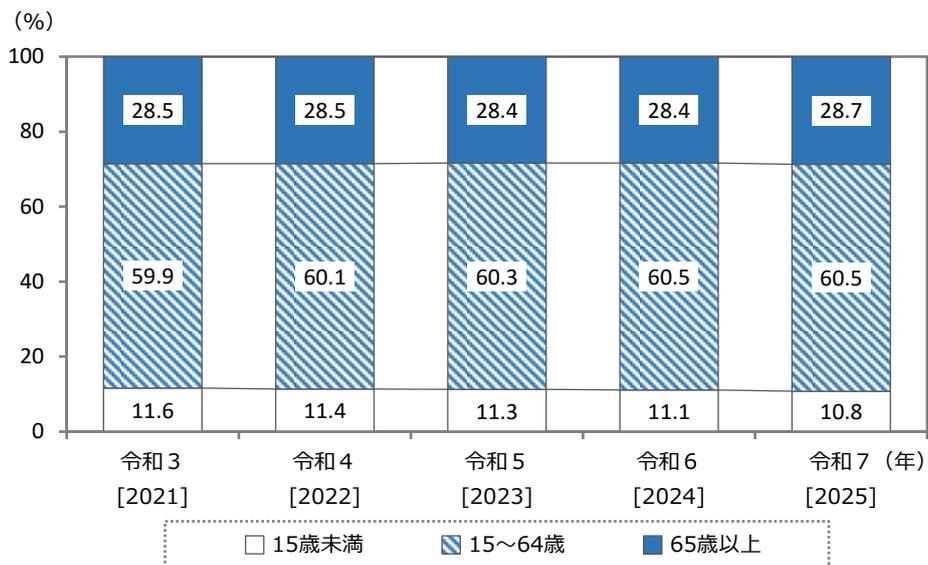
(1) 人口の推移

令和7年1月1日現在、町の総人口は16,317人です。三区分別人口の推移を見ると、近年は年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のそれぞれが減少で推移しています。

■総人口及び三区分別人口の推移



■三区分別人口割合の推移



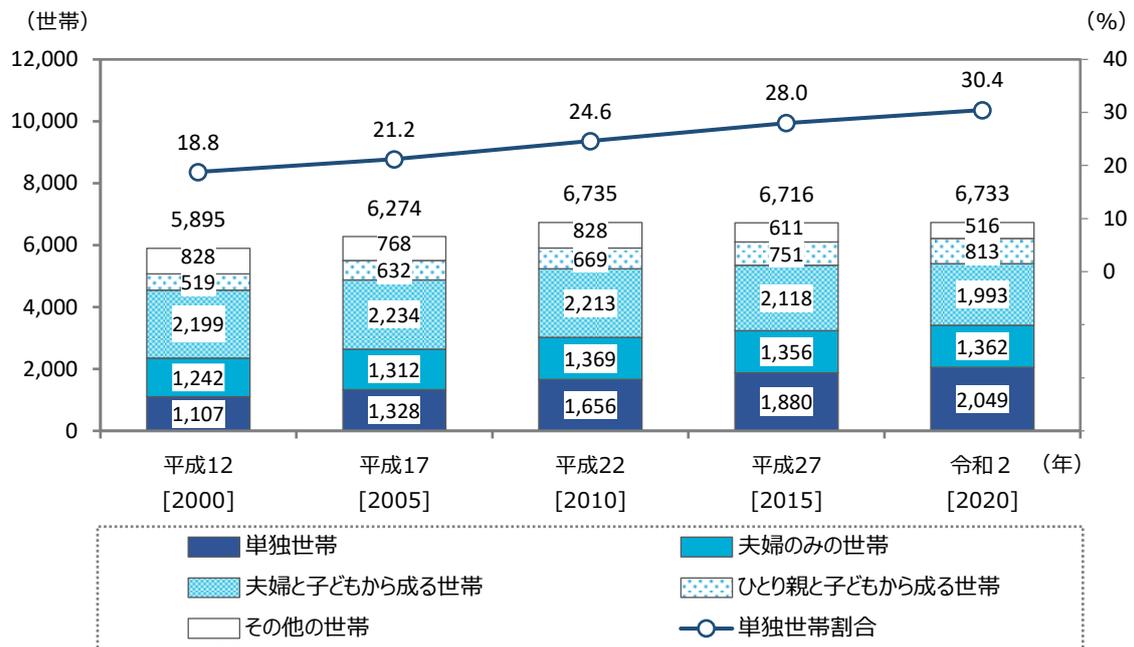
資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

(2) 世帯の状況

本町の一般世帯数（施設等に暮らす世帯以外の世帯数）は増加で推移していますが、内訳を見ると単独世帯の増加が顕著であり、一般世帯数に占める単独世帯の割合は令和2年で30.4%となっています。

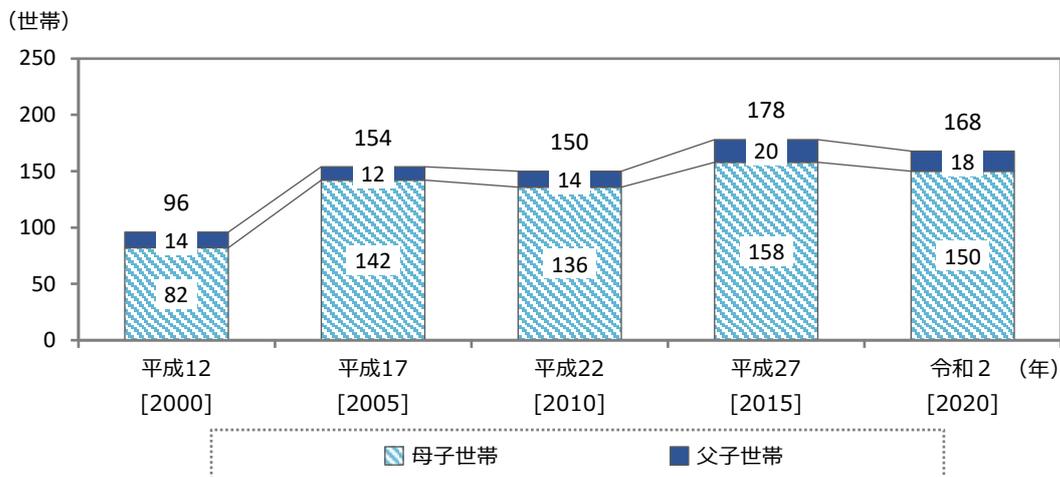
また、いわゆる「ひとり親世帯」（20歳未満の子どもがいる父子・母子世帯）は、令和2年で168世帯（父子世帯：18世帯、母子世帯：150世帯）となっています。

■家族類型別一般世帯数の推移



資料：国勢調査（総務省）

■父子・母子世帯の推移



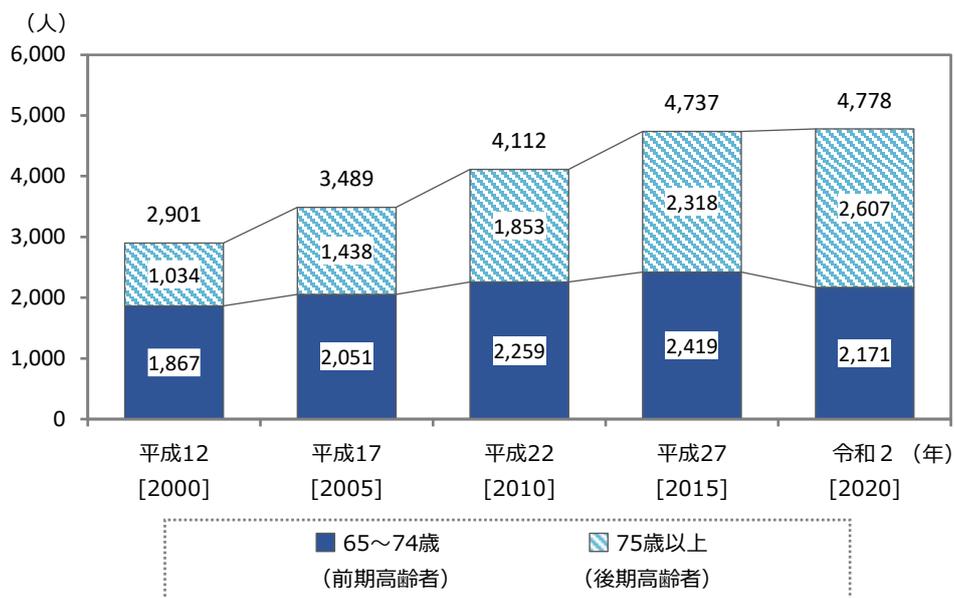
資料：国勢調査（総務省）

(3) 高齢者の状況

本町の高齢者の総数は平成27年まで増加で推移し、平成27年から令和2年の推移は横ばいですが、75歳以上の後期高齢者数の増加が顕著な状況となっています。

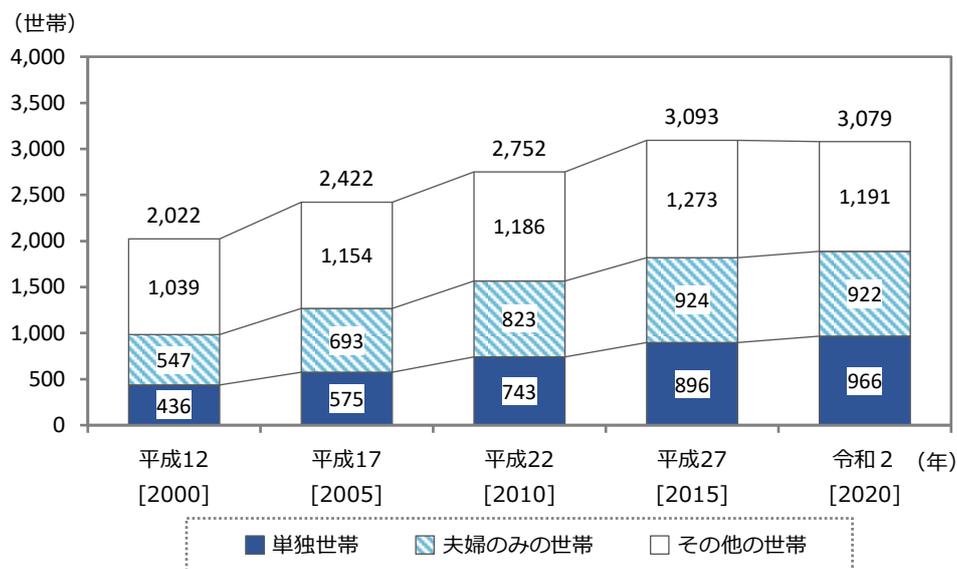
また、高齢者のいる世帯の総数も平成27年まで増加で推移し、平成27年から令和2年の推移は横ばいですが、単身世帯（独居高齢者）及び夫婦のみの世帯（高齢者夫婦のみ世帯）は増加で推移しています。

■高齢者数の推移



資料：国勢調査（総務省）

■高齢者のいる世帯の推移

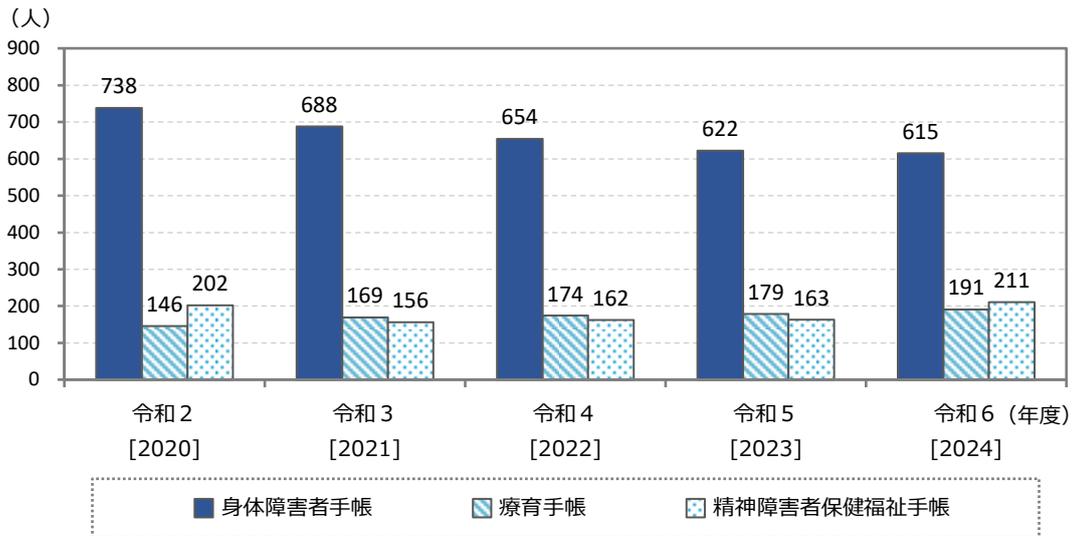


資料：国勢調査（総務省）

(4) 障がいのある人の状況

本町の障がい者手帳所持者数について手帳別の状況を見ると、身体障がい者手帳所持者は減少で推移していますが、療育手帳所持者は増加、精神障がい者保健福祉手帳所持者は減少から再び増加で推移しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

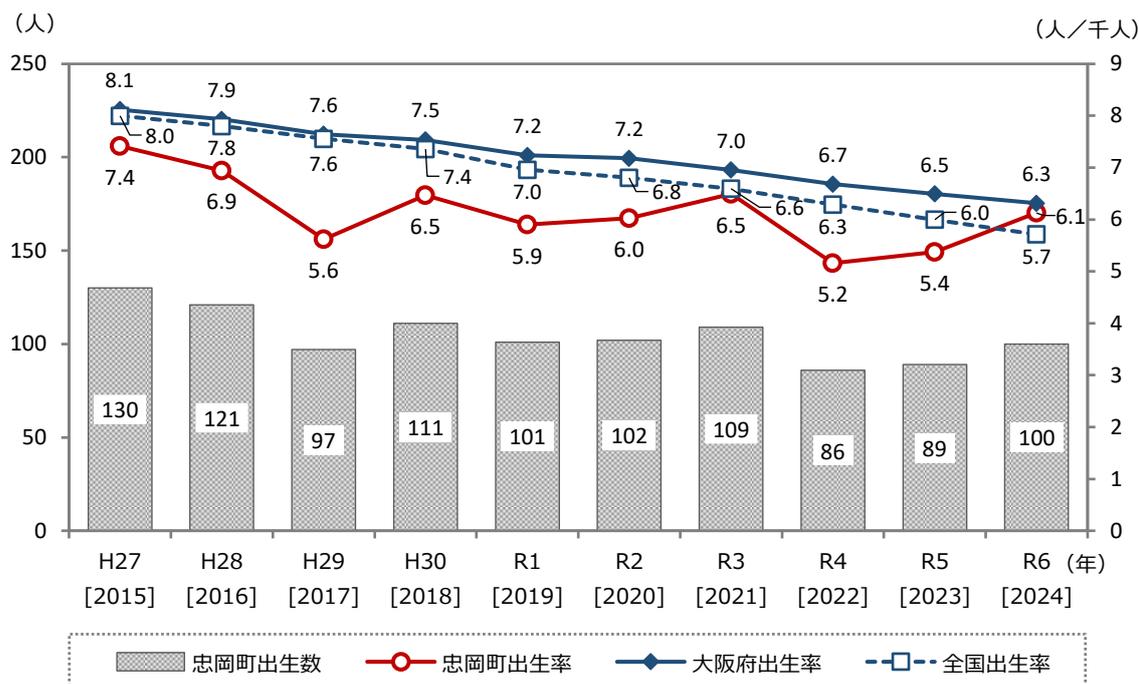


資料：忠岡町 ※各年度末現在

(5) こどもの状況

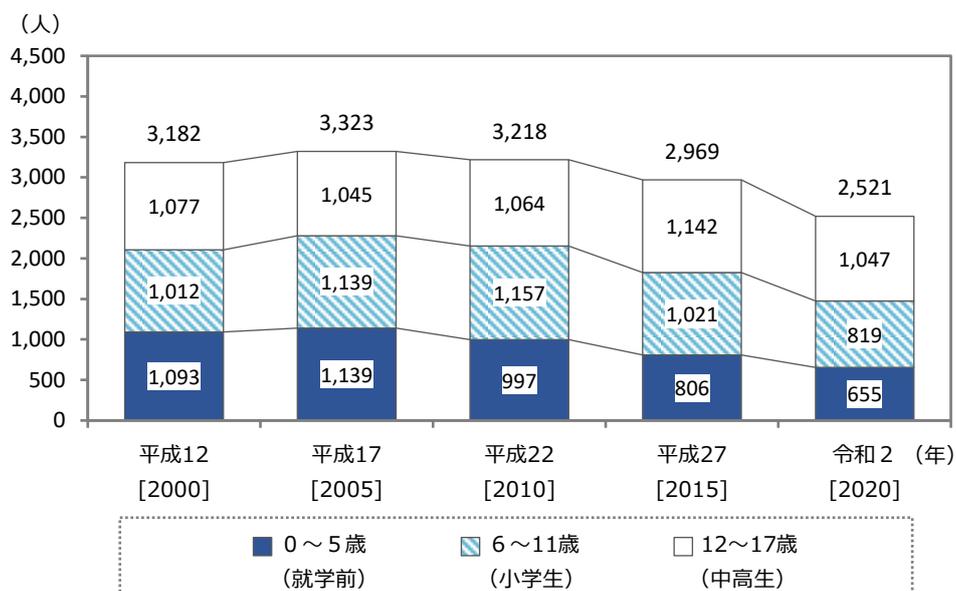
本町の人口 1,000 人当たりの出生率は、令和 6 年を除いて全国及び大阪府と比較して低い位置で推移しており、出生数は令和 6 年で 100 人となっています。また、本町のこどもの人口は、平成 17 年をピークに減少で推移しています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

■こどもの人口の推移

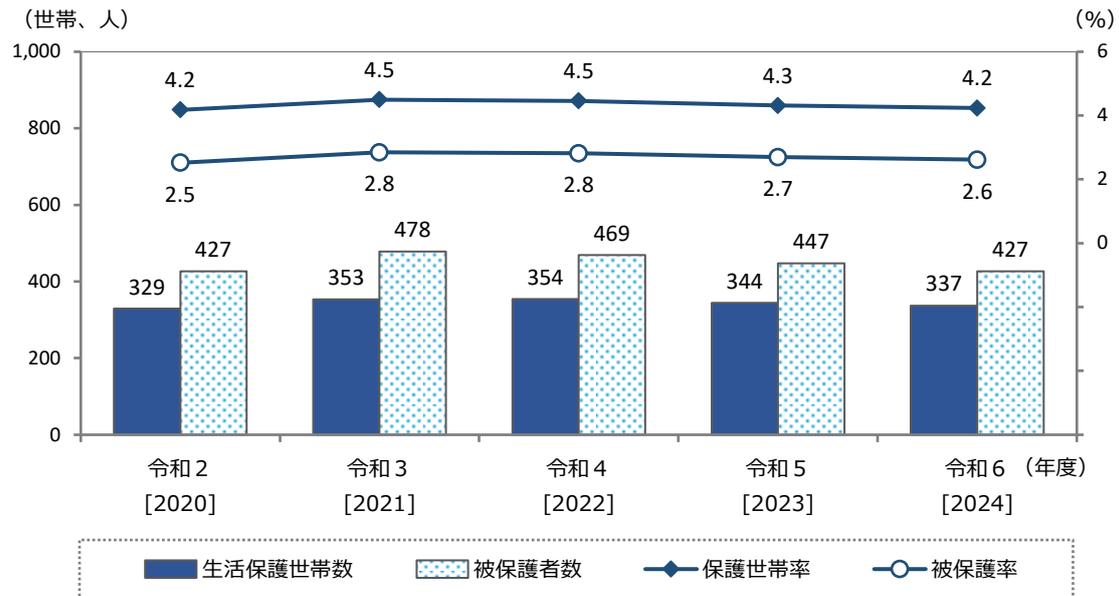


資料：国勢調査（総務省）

(6) 生活保護等の状況

本町の生活保護の状況を見ると、生活保護世帯数・被保護者数は令和3年～令和4年をピークに減少で推移しています。

■生活保護世帯数、被保護者数の推移



資料：忠岡町 ※各年度末現在

(7) 成年後見制度の状況

本町では健康福祉部福祉課内で成年後見制度等の権利擁護に関する相談を受け付けています。

(1) 権利擁護に関する相談件数

◎権利擁護（成年後見制度）相談件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	0	0	0	2	3

資料：忠岡町 ※各年度末現在

(2) 成年後見制度の利用状況

◎本町の成年後見制度の利用状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
類型	後見	0	0	0	1	1
	保佐	0	0	0	0	0
	補助	0	0	0	0	1

資料：忠岡町 ※各年度末現在

2. アンケート結果から見る住民意識

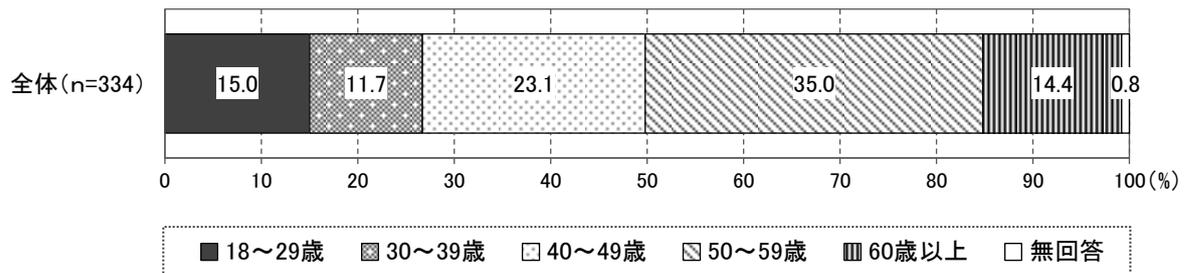
本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

- 調査対象 18歳以上の町民
- 調査対象者数 1,000人（無作為抽出）
- 調査方法 配布：郵送 回収：郵送またはWEB回答
- 調査期間 令和7年11月4日～11月20日

調査対象者数（配布数）	1,000人
回収数	334票
回収率	33.4%

■回答者の年齢

「50～59歳」が35.0%と最も高く、次いで、「40～49歳」（23.1%）、「18～29歳」（15.0%）の順となっています。

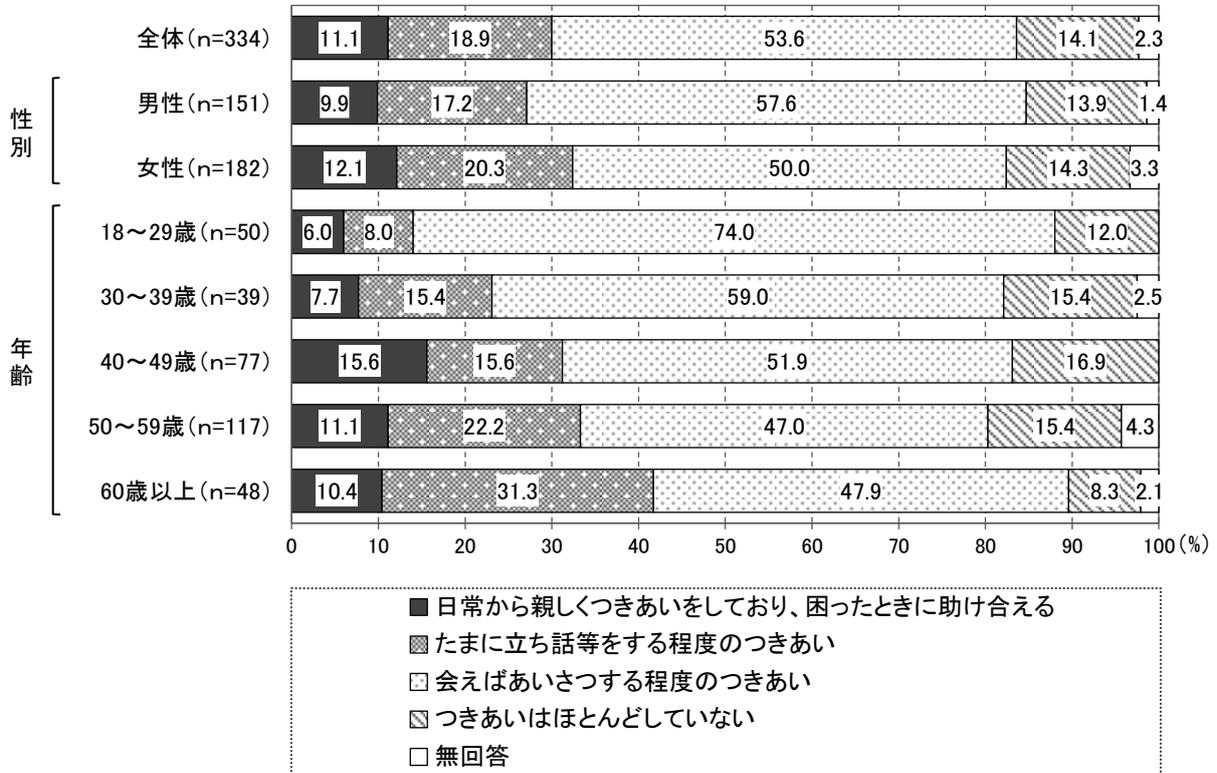


※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

質問内容

ふだん近所や地域の人とどのようなつきあいをしているか

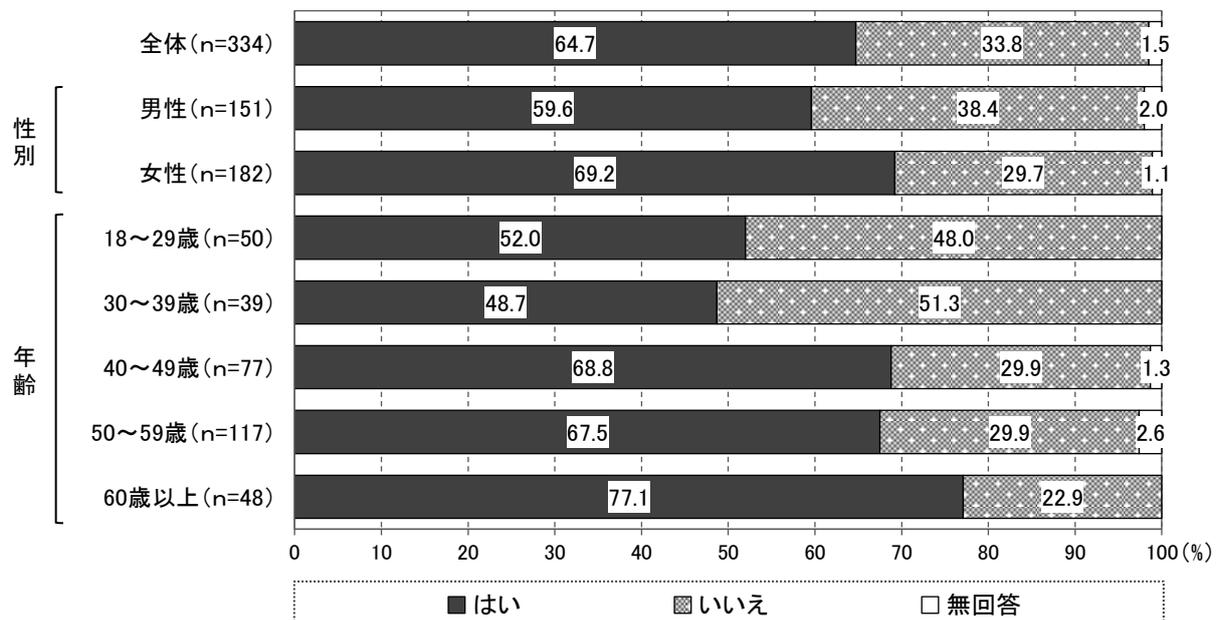
全体では、「会えばあいさつする程度のつきあい」が53.6%と最も高く、次いで、「たまに立ち話等をする程度のつきあい」(18.9%)、「つきあいはほとんどしていない」(14.1%)の順となっています。



質問内容

自治会（町内会）に加入しているか

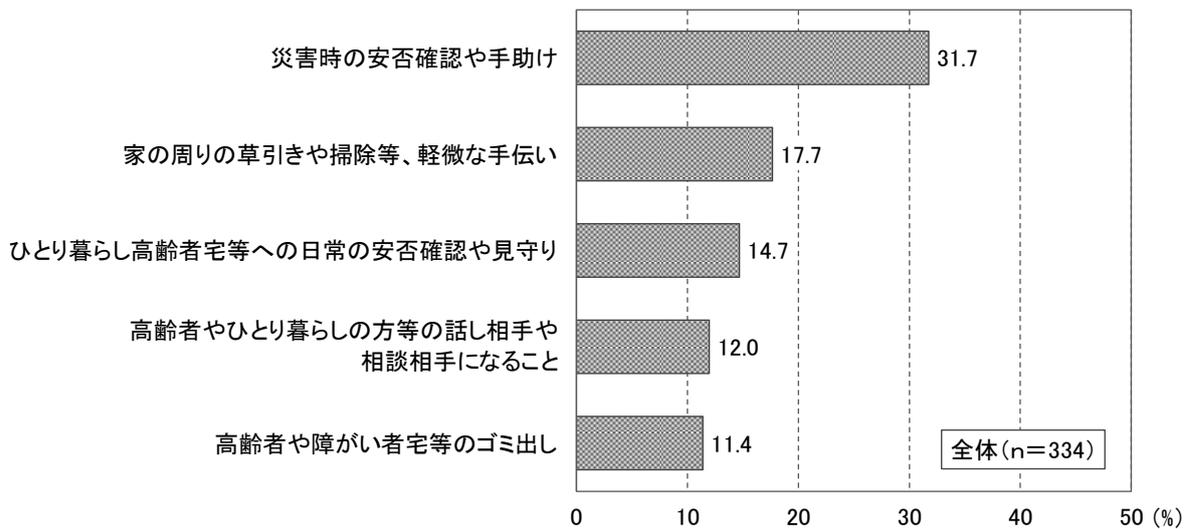
全体では、「はい」が64.7%と高く、「いいえ」が33.8%となっています。



質問内容

近所や地域のつきあいやかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいと思うものは何か（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

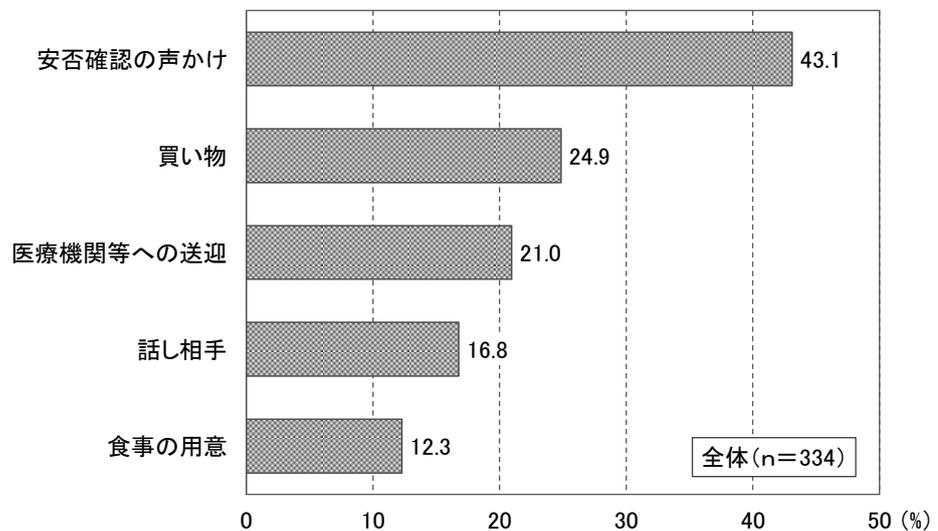
したいと思う手助けで見ると、「災害時の安否確認や手助け」が31.7%と最も高く、次いで、「家の周りの草引きや掃除等、軽微な手伝い」(17.7%)、「ひとり暮らし高齢者宅等への日常の安否確認や見守り」(14.7%)の順となっています。



質問内容

日常生活を過ごすことが不自由になったら、ご近所の人たちに何をしてほしいか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

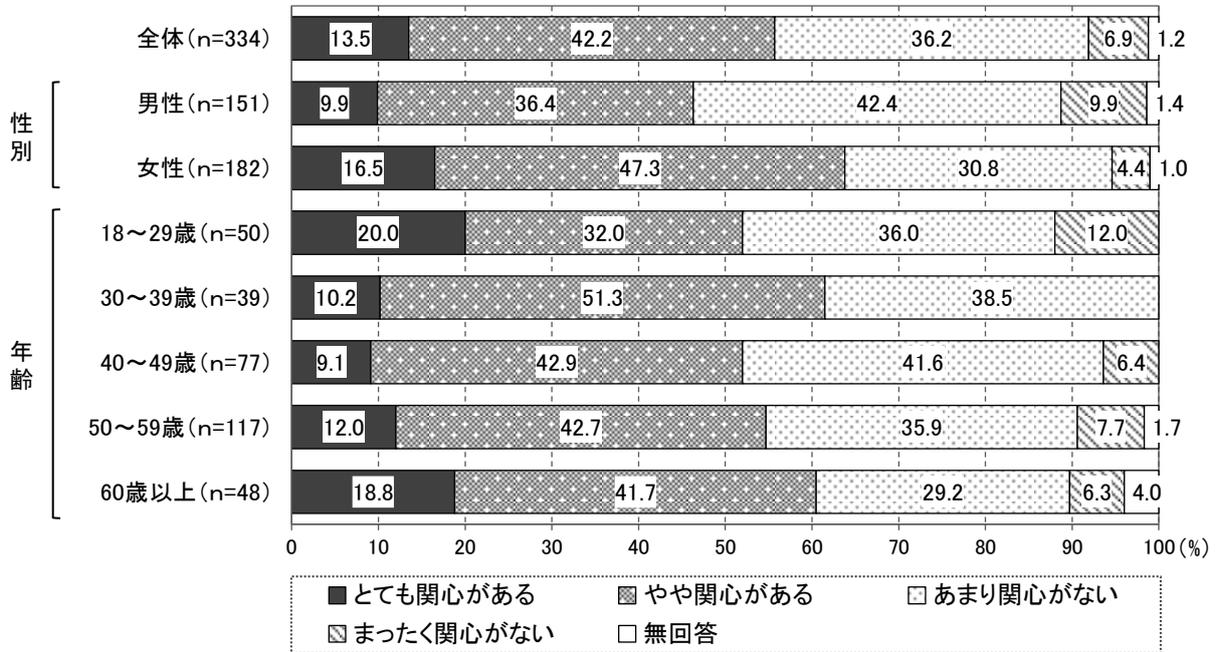
してほしいことで見ると、「安否確認の声かけ」が43.1%と最も高く、次いで、「買い物」(24.9%)、「医療機関等への送迎」(21.0%)の順となっています。



質問内容

「福祉」に関心があるか

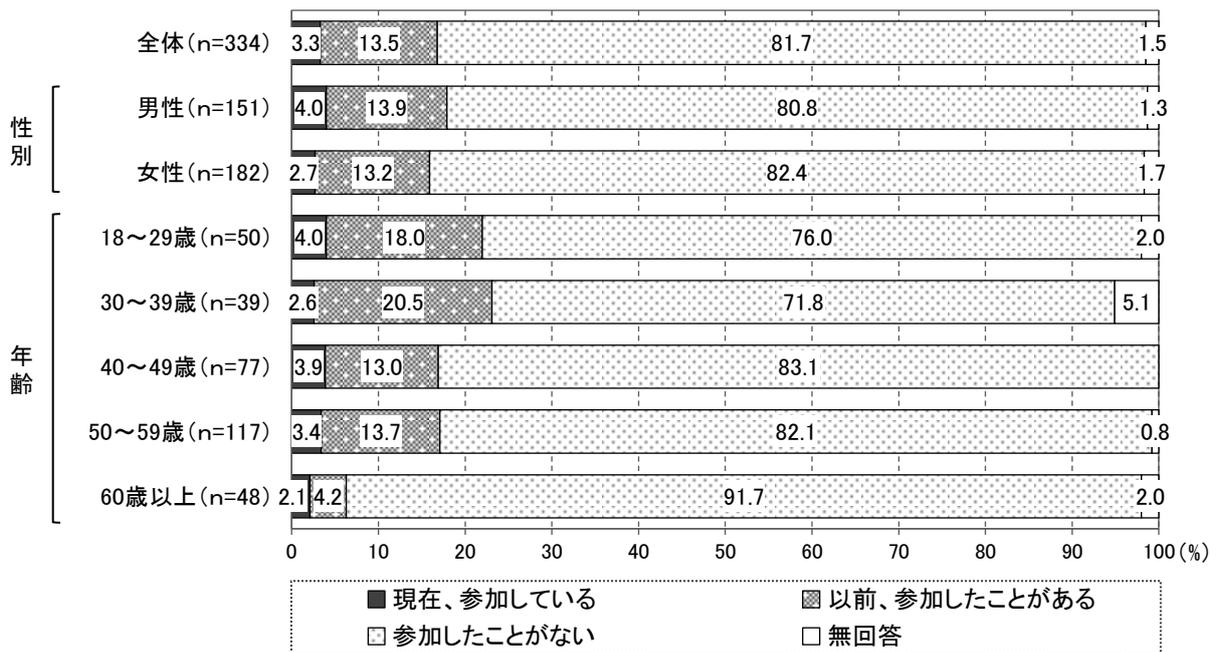
全体では、「やや関心がある」が42.2%と最も高く、次いで、「あまり関心がない」(36.2%)、「とても関心がある」(13.5%)の順となっています。



質問内容

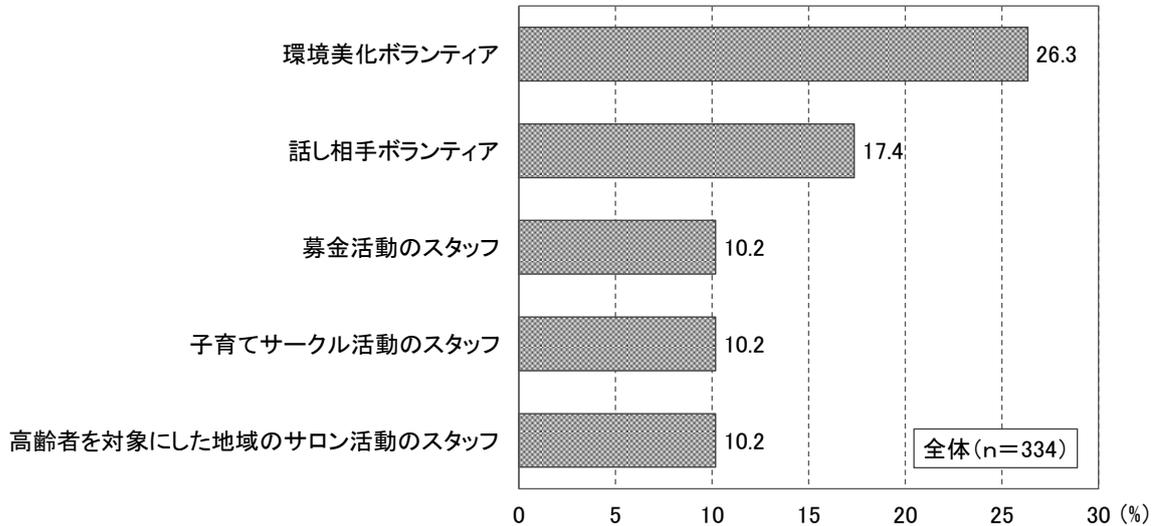
今までに福祉に関するボランティア活動に参加したことがあるか

全体では、「参加したことがない」が81.7%と最も高く、次いで、「以前、参加したことがある」(13.5%)、「現在、参加している」(3.3%)の順となっています。



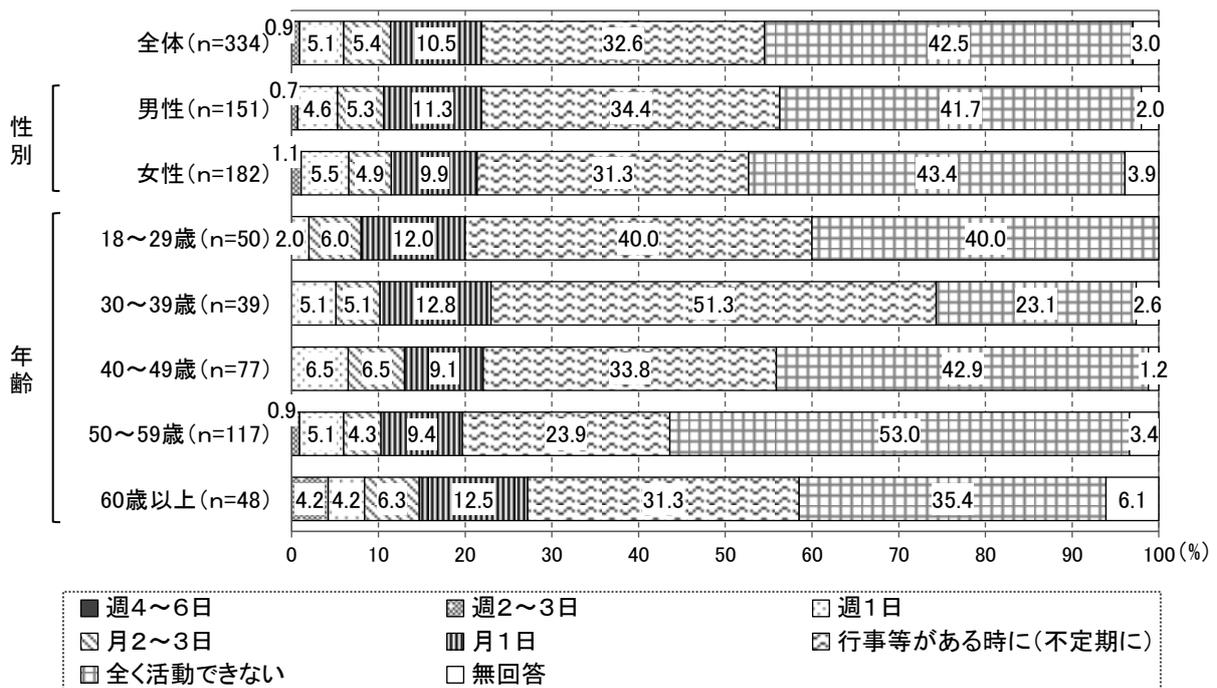
質問内容 現在参加している活動も含めて、あなたは、どのようなボランティア活動ができるか。(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「環境美化ボランティア」が 26.3%と最も高く、次いで、「話し相手ボランティア」(17.4%)、「募金活動のスタッフ」・「子育てサークル活動のスタッフ」・「高齢者を対象にした地域のサロン活動のスタッフ」(10.2%で同率)の順となっています。



質問内容 どれくらいの頻度でボランティア活動ができるか

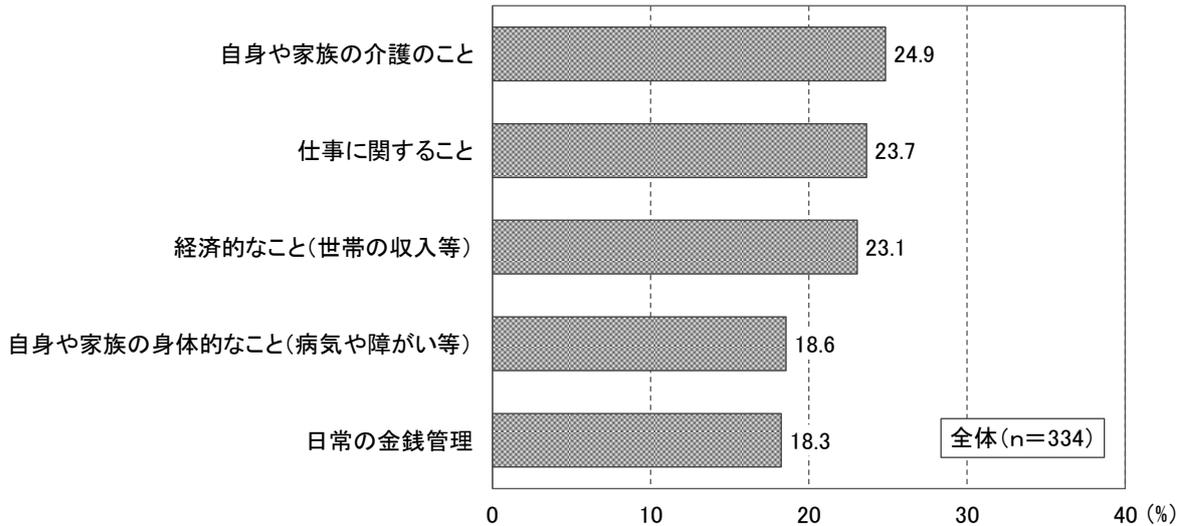
全体では、「全く活動できない」が 42.5%と最も高く、次いで、「行事等がある時に(不定期に)」(32.6%)、「月1日」(10.5%)の順となっています。



質問内容

あなた自身が不安に思っていることや悩んでいることはあるか
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

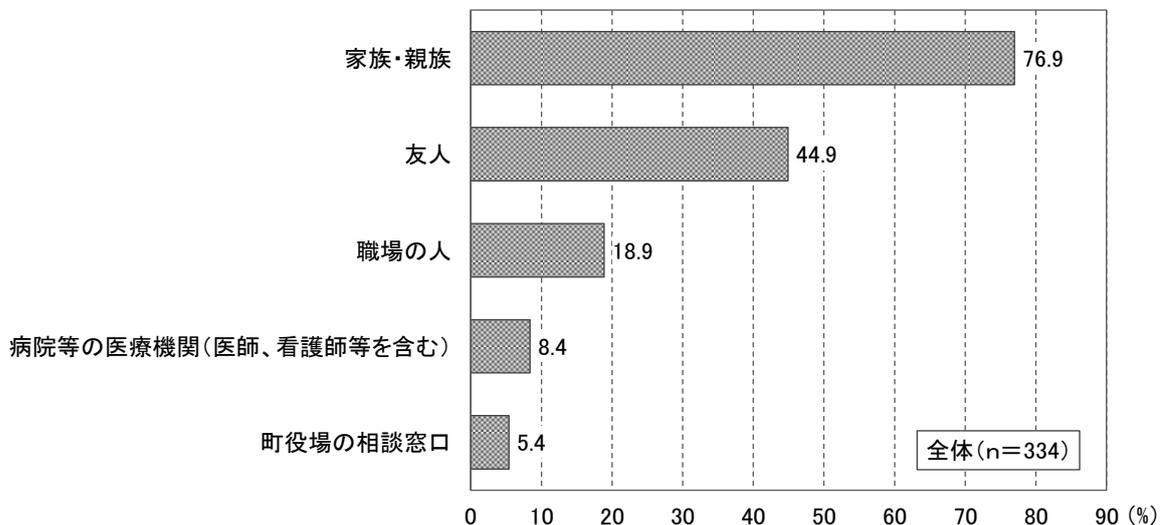
不安に思っていることや悩んでいることで見ると、「自身や家族の介護のこと」が24.9%と最も高く、次いで、「仕事に関すること」(23.7%)、「経済的なこと(世帯の収入等)」(23.1%)の順となっています。



質問内容

悩みや不安があるときに誰(どこ)に相談するか(複数回答可)
※グラフは上位5番目まで

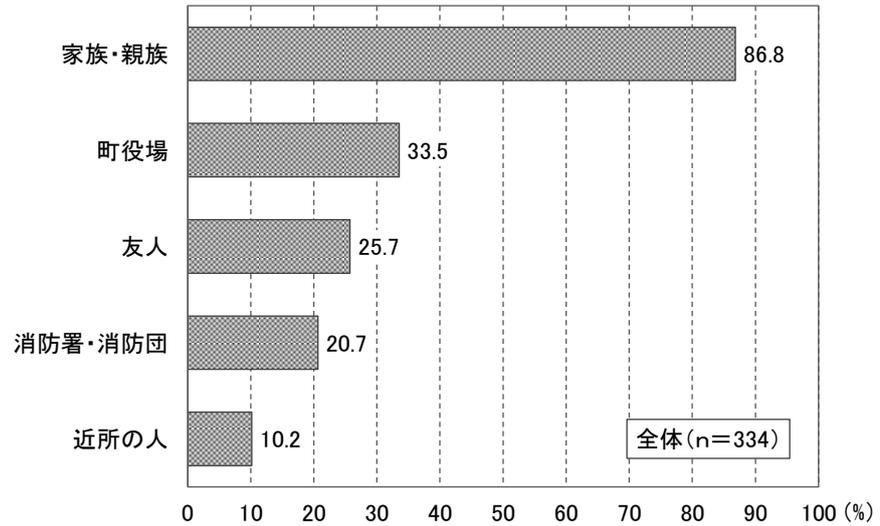
「家族・親族」が76.9%と最も高く、次いで、「友人」(44.9%)、「職場の人」(18.9%)の順となっています。



質問内容

あなた自身が災害にあったとき、主に誰（どこ）を頼りにするか
 （複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

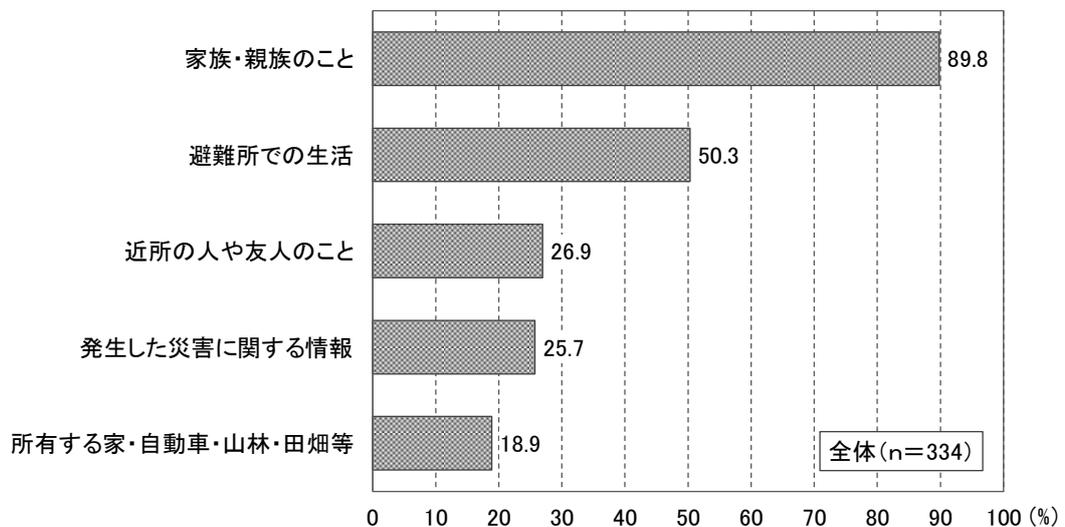
「家族・親族」が86.8%と最も高く、次いで、「町役場」（33.5%）、「友人」（25.7%）の順となっています。



質問内容

あなた自身が災害にあったとき、どのようなことを不安・心配に思うか
 （複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

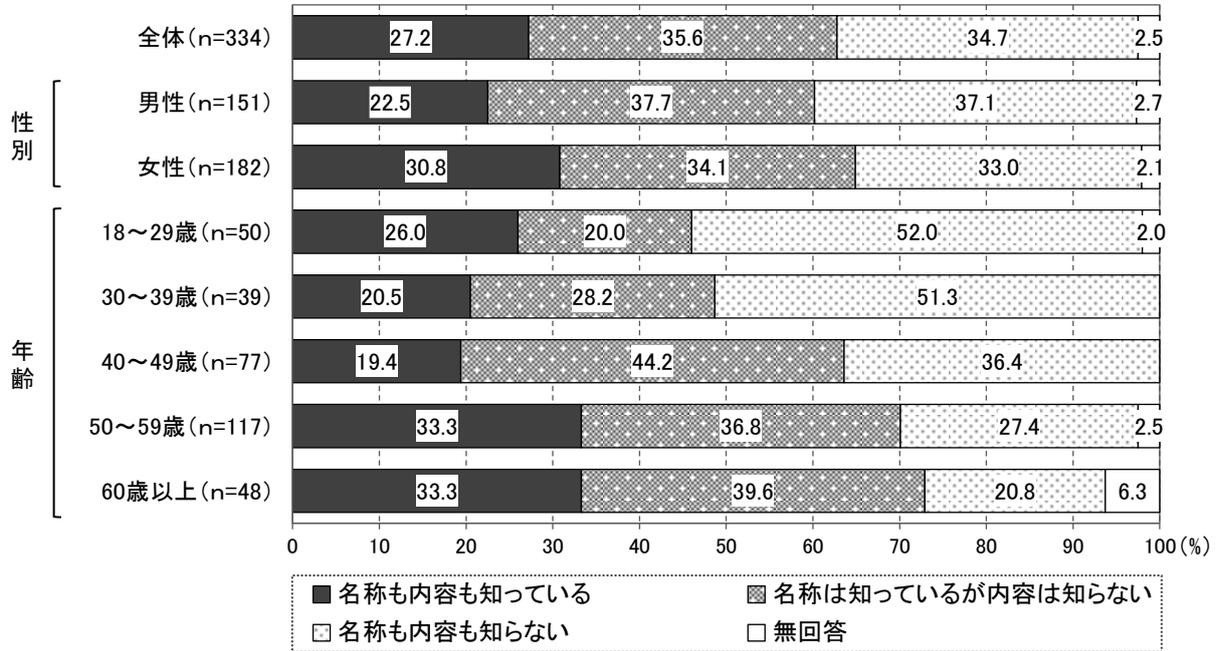
「家族・親族のこと」が89.8%と最も高く、次いで、「避難所での生活」（50.3%）、「近所の人や友人のこと」（26.9%）の順となっています。



質問内容

「成年後見制度」の名称や内容について知っているか

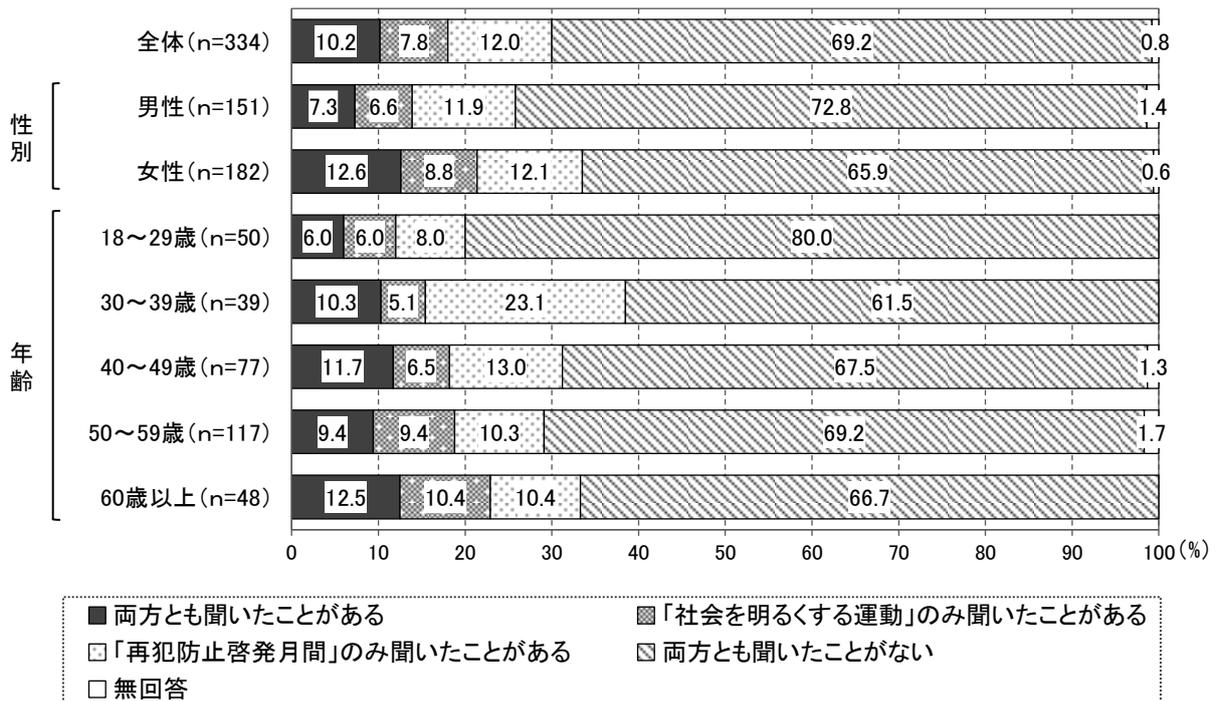
全体では、「名称は知っているが内容は知らない」が35.6%と最も高く、次いで、「名称も内容も知らない」(34.7%)、「名称も内容も知っている」(27.2%)の順となっています。



質問内容

再犯防止に関する取組である「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか

全体では、「両方とも聞いたことがない」が69.2%と最も高く、次いで、「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある(12.0%)、「両方とも聞いたことがある」(10.2%)の順となっています。

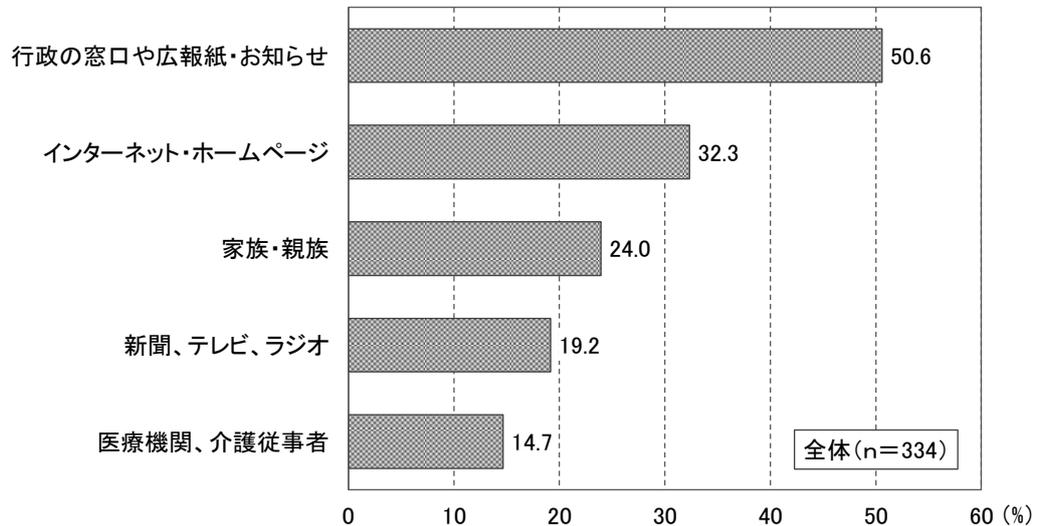


質問内容

福祉に関する情報をどこから入手しているか（複数回答可）

※グラフは上位5番目まで

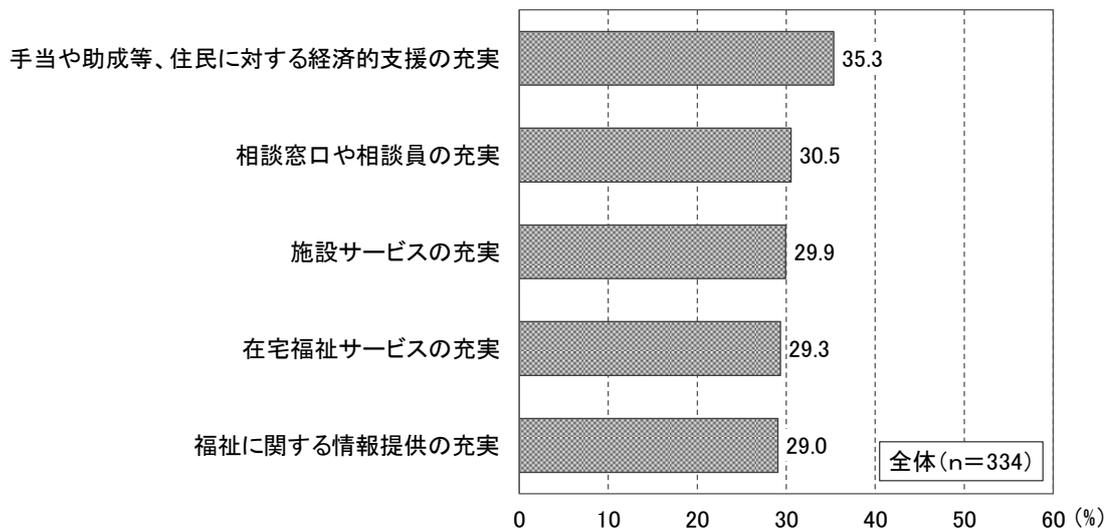
「行政の窓口や広報紙・お知らせ」が50.6%と最も高く、次いで、「インターネット・ホームページ」(32.3%)、「家族・親族」(24.0%)の順となっています。



質問内容

行政や社会福祉協議会に、特にどのような施策や取組を行ってほしいか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

「手当や助成等、住民に対する経済的支援の充実」が35.3%と最も高く、次いで、「相談窓口や相談員の充実」(30.5%)、「施設サービスの充実」(29.9%)の順となっています。



3. 関係団体調査から見る課題

本計画の策定に際し、町内で地域福祉活動に取り組む団体・施設・事業所等に対して、福祉に関する考えや意見を伺いました。

■住民の多様な困り事を受け止めて支援する包括的な体制について

地域に見られる課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所等の人手不足によるサービス提供の限界 ・介護保険外や制度の隙間にあるニーズへの対応 ・福祉サービスや地域の相談窓口に関する周知不足（独居高齢者等） ・事業所等におけるBCP（事業継続計画）策定・訓練のノウハウ不足
課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者が魅力とやりがいを持てる報酬・処遇の改善 ・各事業所が持つ成果や情報の積極的な発信と共有 ・住民のニーズを的確にサービスへつなぐ仲介機能の強化

■助け合いや支え合いを推進する地域コミュニティのあり方への支援について

地域に見られる課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化に伴うこども会等の次世代担い手の減少 ・団体運営を担う人材の固定化と不足 ・地域のつながりの希薄化による生活課題の潜在化 ・活動拠点の設備老朽化やバリアフリー対応の不足
課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代が集い、交流できるサロンや「通いの場」の設置・充実 ・住民が主体的に活躍できる場づくり ・異なる立場（障がい・年齢等）への理解を深める講座等の実施

■情報提供と連携の強化による安心のまちづくりについて

地域に見られる課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化する課題に対する各団体間の連携不足 ・若い世代やこども・若者に対する情報発信の弱さ ・災害時の避難体制への不安
課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のボランティア団体や関係機関が調和して動ける仕組みづくり ・学校やSNS等を活用した、若い世代への福祉に関する周知・啓発 ・通学路の安全確保（見守り隊の増員）など、地域全体での安全意識の向上



《団体調査から見られる分野横断的な課題》

- ◆担い手不足の解消と、参加しやすいコミュニティの再構築
- ◆福祉サービスや相談窓口の周知徹底（情報が届く仕組みづくり）
- ◆専門職・関係団体・住民組織の連携による包括的な支援と防災体制の強化 等

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

◆本計画の基本理念◆

**助け合い 支え合い つながる
地域共生のまち ただおか**

本町の最上位計画である「忠岡町第6次総合計画」では、地域福祉分野の目指す姿として「本町の住民同士がお互いに支え合い、地域の課題を住民の「互助」及び「共助」の力で解決する地域共生社会が実現しています。」を掲げています。また、前計画では「つながり つどい 支え合う 地域共生のまち ただおか」を将来像に掲げて施策を進めてきました。

本町の現状や社会情勢の変化、住民のライフスタイルや価値観の多様化等により、一人ひとりが抱える生活課題も複雑化・複合化してきています。このため、総合計画やこれまでの取組等を踏まえ、「助け合い 支え合い つながる 地域共生のまち ただおか」を新たな基本理念とし、住民の福祉意識の向上と住民同士による助け合い・支え合い活動を強化するとともに、地域福祉活動に参画できる機会の提供や交流促進を進めていきます。

この新たな理念のもとに、住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、住民同士の交流が促進され、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できる「地域共生社会」の実現に向けた動きを進めます。



2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 共に支え合い、つながるまちづくり

本町では、役場の各窓口や関係機関等において相談支援を行っています。近年は、分野を超えて複雑化・複層化する悩みや困り事を抱える世帯も見られるようになってきました。このため、役場の各窓口・関係機関等において悩みや相談を受け付け、必要に応じて庁内関係課や各専門機関と連携して課題解決に向けた支援へとつないでいく包括的な相談支援体制を構築・推進します。

また、福祉関連の各種制度やサービス等について、分かりやすい情報発信と福祉サービス提供体制の確保・充実を図ります。

さらに、関係機関や各種団体との連携をはじめ、住民同士の交流を促進して地域コミュニティの活性化につなげることで地域福祉活動を推進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標2 福祉の心による温かなまちづくり

町の状況や調査結果から年齢層にかかわらず地域の人と人とのつながりが弱まる傾向が見られます。このため、住民に対して地域福祉の意識醸成を図るとともに、地域活動の担い手づくりやボランティア活動への支援にも取り組み、町全体で福祉力を高める機運を醸成し、地域福祉課題の解決を進められるよう取り組みます。

基本目標3 安全・安心のまちづくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、福祉面からの防災体制の強化を進めるとともに、権利擁護の推進や生活安全の確保、再犯防止の推進に取り組みます。

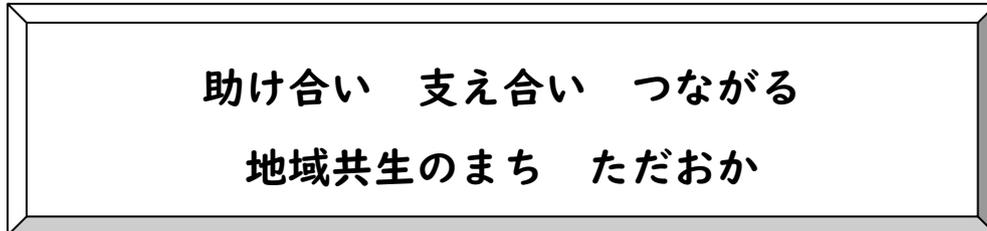
また、高齢者、障がい者、子どもをはじめとする各種制度や福祉サービス等に関して、各種制度や福祉サービスを必要とする人に必要な支援が行き届くよう、周知を継続して行い、支援を必要とする人や世帯が、適切な制度や福祉サービスを利用できる体制づくりを進めます。

さらに、経済的に困難な状況にある人や世帯をはじめ、制度の狭間等、支援が行き届きにくい人や世帯を把握する中で、関係機関において個別課題を共有して適切に対応することで、住民一人ひとりの安全・安心のまちづくりにつなげます。

3. 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

◆計画の基本理念◆



基本目標	施策
1 共に支え合い、つながるまちづくり	1-1 相談支援体制の推進
	1-2 情報提供の推進
	1-3 関係機関・団体との連携強化
	1-4 地域交流の促進
2 福祉の心による温かなまちづくり	2-1 福祉教育と啓発活動の推進
	2-2 地域福祉の担い手への支援
3 安全・安心のまちづくり	3-1 緊急・災害時の支援体制づくり
	3-2 権利擁護の推進
	3-3 安全・安心の地域づくり
	3-4 福祉サービス提供体制の確保
	3-5 様々な困難を抱える人への支援

第4章 施策の展開

基本目標1 共に支え合い、つながるまちづくり

1-1 相談支援体制の推進

地域における身近な相談相手として、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動の周知を図るとともに、庁内関係課や専門相談機関が連携し、必要な情報共有に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、様々な相談内容を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を構築・推進します。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇福祉総合相談を定期的を開催し、日常生活の困り事や心配事等に関する相談対応や関係機関と連携した問題解決の支援を行います。◇民生委員・児童委員、主任児童委員に対して、相談援助に役立てるように研修や情報提供を行います。◇社会福祉協議会の組織構成会員を中心とした地域貢献委員会を立ち上げ、構成員（又は委員）が地域貢献活動を行う中で住民とのつながりを持ち、相互理解を深めながら相談支援を行えるように努めます。
町	<ul style="list-style-type: none">◇町の地域包括支援センター、こども家庭センター等において住民からの相談を受け付け、必要な支援につなげます。◇忠岡町生活指導小中連携会議や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡会にて連携強化を図るとともに、学校の教員やスクールカウンセラーにより、思春期の子どもたちが抱える不安や悩みに対する相談や指導を行います。◇民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー等が相談を受けた内容について、必要に応じて情報共有したうえで、適切な支援につなげます。◇生活課題が複雑化・複合化して対応が難しいものや多機関の調整が必要なケースについては、関係課や関係機関と連携を密にして、アウトリーチを含め、継続した支援を行います。

1-2 情報提供の推進

広報紙やホームページ等の各種媒体により、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。また、高齢者、障がい者、こども・子育て家庭、生活困窮者等に対する情報内容の分かりやすさへの配慮や、関係団体・機関と連携した多様な媒体による情報提供に努めます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	◇社協だより「ぬくもり」やホームページ等において情報発信し、社会福祉協議会の活動内容や地域福祉に係る取組の紹介、福祉制度に関する情報提供等を行います。
町	◇広報紙、ホームページ、SNS等により、各種制度に関することや地域の情報、イベント等、住民が必要とする様々な情報提供に取り組みます。 ◇高齢者、障がい者、こども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている住民に情報が行き届くよう努めます。 ◇高齢者や障がい者、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方に対して、福祉に関する情報が適切に届くように配慮します。

1-3 関係機関・団体との連携強化

町や社会福祉協議会とともに地域福祉を推進する関係機関・団体との連携により、高齢者・障がい者・子ども等に関する地域福祉活動の活性化と体制づくりに取り組みます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇住民主体となって地域ぐるみで福祉活動を推進する地区福祉委員会（忠岡小学校区及び東忠岡小学校区）と連携し、活動支援を進めます。 ◇忠岡町民生委員児童委員協議会、泉北地区保護司会忠岡分会等の各種福祉団体の事務局として、各団体との連携を強化し、活動活性化支援をします。
町	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域包括支援センター主催の地域ケア会議を定期的で開催し、高齢者に関する保健・医療・福祉の関係機関とのネットワークの構築を図ります。 ◇障がい福祉施策の充実のため、忠岡町障害者施策推進協議会等を通じて障がい者・児に関する機関や団体等と意見交換・情報共有します。 ◇「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・子育て会議を定期的で開催し、子育てや教育、青少年の健全育成に関する機関や団体等と意見交換・情報共有します。 ◇地域で活動する民生委員・児童委員や自治会等、地域福祉に関する諸団体等との連携を図り、地域福祉活動の活性化と体制づくりに取り組みます。

1-4 地域交流の促進

少子高齢化や人口減少等により、地域での住民同士の交流機会が減少してきています。住民同士の交流は地域での孤立や問題の深刻化等を防ぐことにつながることから、こどもから高齢者まで、世代を問わず住民が集い交流できる機会の提供に努めます。

取り組む主要内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇小地域ネットワーク事業により、集会所を中心に昼食会や勉強会（講座）、喫茶サロン等の活動支援を行うことで、住民同士の交流の活性化に取り組みます。 ◇高齢者の生きがいと健康づくり推進事業により、高齢者の生きがいや社会参加のための取組を進めます。 ◇障がい者社会参加等促進事業により、スポーツ活動等を通じて障がい者の社会参加のための取組を進めます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域ぐるみでこどもを育てるという意識の醸成に努めるとともに、こどもの遊び場や居場所の確保、世代間交流の機会提供を行います。 ◇福祉面から地域交流を促す事業について、社会福祉協議会に委託する中で連携して取組を進めます。

基本目標 2 福祉の心による温かなまちづくり

2-1 福祉教育と啓発活動の推進

地域福祉の推進のためには、住民一人ひとりの意識を向上させることが不可欠です。地域住民が幸せや豊かさを実感して人生を過ごせるよう、地域福祉への意識向上に向けた取組を進めます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇町内小・中学校において、相手の立場や気持ちになって考える福祉教育を推進します。◇社協だより「ぬくもり」やホームページ等により情報提供を行い、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。◇「赤い羽根共同募金」運動の実施や募金活動の趣旨等の周知・啓発を行い、地域福祉事業の推進を図ります。
町	<ul style="list-style-type: none">◇社会福祉協議会と連携して小・中学校における福祉施設への訪問や体験学習を行うとともに、和泉支援学校からの依頼による居住地交流を実施します。◇広報紙、ホームページ、SNS等により情報提供を行い、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。

2-2 地域福祉の担い手への支援

地域福祉の推進のためには、行政や関係機関等による公的な支援活動だけでなく、地域住民もできることを自らの意志で進んで活動できる環境づくりが求められています。このため、社会福祉協議会と連携してボランティアに参加できるきっかけづくりを支援することで、住民の能力や奉仕の心をボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇社協だより「ぬくもり」やホームページ等により、ボランティアの登録方法や身近なボランティア活動を周知し、ボランティア活動に携わるきっかけを提供します。 ◇日常的に地域のボランティア活動を担っている地区福祉委員が全国的に減少してきていることから、きっかけづくりや声かけを継続して行いながら、新たな担い手の発掘と育成に取り組みます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ◇社会福祉協議会と連携し、広報紙、ホームページ、SNS等により身近なボランティア活動を周知します。 ◇ボランティア団体に対して補助金を交付し、活動を支援します。 ◇生活支援コーディネーター等が各地域のサロン活動等に参加し、地区の特徴を把握することで、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源をマッチングさせ、ボランティア活動の場の機会提供に努めます。

基本目標3 安全・安心のまちづくり

3-1 緊急・災害時の支援体制づくり

地震や風水害等の災害について日頃からの備えが必要です。このため、地域での助け合い・支え合いにより日頃から配慮が必要な方を見守るとともに、情報共有による要支援者の安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。また、災害時に在宅介護や障がいの状況等により配慮が必要な方のための避難所の確保や、高齢者等の緊急対応の体制づくりに努めます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常的な活動により、災害時の避難の際に支援が必要な人の把握に努めます。 ◇災害時のボランティアの受入れ体制の構築に向けた取組を進めます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防署、消防団、自主防災組織等と連携して防災訓練等を実施し、緊急・災害時に向けた住民意識の向上を図ります。 ◇避難行動要支援者名簿の精度向上と関係機関との共有を容易にすることを目的とした名簿管理システムにより避難等の際に支援が必要な人の情報共有に努めます。 ◇緊急・災害時に福祉専門職や関係者との協力体制を構築するため、個別避難計画の作成を進めます。 ◇災害時に介護・介助の必要な方や配慮が必要な方等を受け入れられる体制づくりのため、福祉事業所との協定の締結や避難所への必要な備品の備蓄等を進めます。また、在宅避難者や車中泊等、災害の規模や様態を把握しながら多様な支援ニーズに対応するため、福祉サービス事業者と連携し、災害時においても必要な福祉サービスが継続できるように努めます。

3-2 権利擁護の推進

住民が地域で安心して暮らすためには、全ての人の基本的人権が保障される必要があります。このため、配偶者等からの暴力や高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。また、成年後見制度の利用促進により、判断能力が不十分な方の権利擁護に努めます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇小中学校での福祉教育や忠岡町人権協会との共催による人権講習会等の学習の機会を通じて人権尊重の意識高揚を図ります。 ◇日常生活自立支援事業により、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスや利用援助を中心に、日常的な金銭管理サービスや通帳・権利証等の重要書類の預かり等の支援を行います。
町	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者、障がい者、子どもへの虐待事案に対し、庁内関係課及び関係機関・各種団体と連携、情報共有と相談支援に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。 ◇成年後見制度について周知するとともに、地域包括支援センターにおいて、認知症高齢者をはじめとする高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、適切な支援につなげます。 ◇市民後見人の育成に向けた制度周知や講座等を実施する等、住民が後見人になれるよう体制整備を行います。

3-3 安全・安心の地域づくり

日常からのあいさつや声かけをはじめ、高齢者や障がい者等の支援を必要とする人の情報把握により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、見守り活動に努めます。

また、多様化・巧妙化する犯罪や詐欺等の未然防止のため、地域ぐるみの防犯活動の促進や警察の協力による防犯対策に取り組むとともに、交通安全意識の高揚や意識の醸成を進めます。

さらに、犯罪をした者に対する住民への理解促進と再犯防止に向けた取組を推進することで、安全・安心な地域づくりを進めます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇犯罪や詐欺の予防について日頃から注意喚起を行うとともに、対応策についての情報提供や相談窓口の周知を図ります。 ◇町内4か所の子ども食堂の連絡会において情報を共有するとともに、支援が必要である人や世帯の状況を確認しながら見守りを行います。 ◇泉北地区保護司会忠岡分会の事務局を担い、泉北地区（忠岡分会）更生保護サポートセンターを運営しながら、忠岡町更生保護女性会等と連携して、犯罪をした者に対する住民への理解促進と再犯防止に向けた取組を推進します。 ◇民生委員児童委員協議会や地区福祉委員会と連携し、定例会や地区サロン等において住民を支援する方々や参加者に対して防犯や交通安全意識の啓発をすることに取り組めます。 ◇各種福祉関係団体に対して、犯罪や詐欺、交通安全対策意識の理解を啓発することに取り組めます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ◇民生委員・児童委員、学校、地域住民等と連携しながら、地域での見守り活動を促進します。 ◇詐欺や悪質商法等の被害にあわないよう広報紙・ホームページ等での周知・啓発に努めるとともに、問題が生じた場合には、警察や大阪府消費生活センター等と連携して対応します。 ◇交通安全教育や啓発活動等により交通事故防止や交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路の安全確保や危険箇所の整備を進めます。 ◇犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等を通じて、犯罪予防・再犯防止に関する地域での理解を促進します。 ◇更生保護関係団体や関係機関と連携し、犯罪をした者に対する住民への理解促進と再犯防止に向けた取組を推進します。

3-4 福祉サービス提供体制の確保

高齢者、障がい者、こども等の各計画等に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービス提供体制の確保に努めます。

取り組む主要内容	
社会福祉協議会	◇生活支援事業により、介護保険や障がい福祉サービス等を利用せず在宅で生活する高齢者等に対して、買い物支援サービスや福祉相談を実施します。
町	◇介護保険事業について、住民ニーズを把握しながらサービスを確保するとともに、介護保険給付の適正化に取り組み、持続可能なサービス提供体制の確保に努めます。 ◇障がいの程度や状態、ライフステージに応じた適切な支援のため、広域連携も含め、障がい福祉サービス提供体制の確保に努めます。 ◇こどもの健やかな成長を目指す保育・教育と子育て家庭への支援を行うため、就学前児童への教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等のサービス提供体制の確保に努めます。

3-5 様々な困難を抱える人への支援

誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、経済的困窮にある個人や世帯への支援をはじめ、世帯の複合課題（8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）や社会的孤独・孤立等についても対応をしていく必要があります。このため、関係機関との連携により各世帯や一人ひとりの状況を把握し、課題に対する必要な支援が行き届くように努めます。

取り組む主な内容	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃の活動や相談受付等により支援が必要な方の状況を把握するとともに、支援を必要とする方への支援の内容や方法を検討し、関係機関と連携する中で、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。
町	<ul style="list-style-type: none"> ◇制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等についても関係機関と連携して対応できる支援を検討し、必要な支援につなげていきます。 ◇就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等について、関係機関と連携して様々な制度や事業を活用しながら自立に向けた就労支援や経済的支援につなげるようにします。 ◇長期ひきこもりの状態にある人や、支援につながる人が難しい人の場合、継続的支援事業（アウトリーチ）を通じて、本人と関係性を構築しながら関係機関と連携して支援します。 ◇家庭環境や経済的理由によりこどもの成長が妨げられないよう、教育支援、生活支援、経済的支援に取り組みます。 ○生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度等の適正な運用により、経済的自立に向けた支援を推進します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進

本計画の施策を推進するためには、地域住民、福祉サービス事業者、社会福祉協議会と行政が連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに協働体制による推進を目指します。

(1) 地域住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動に積極的に参加すること、近隣と協力することにより、自らの課題や地域課題の解決に向けた取組を行うように努めます。

(2) 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障がい者・子どもへの各種福祉サービスの充実は、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、主に地域福祉活動の支援等を担う組織です。地域福祉活動を行う中で地域の実情を把握し、住民とともに地域福祉課題の解決に取り組む組織です。社会福祉協議会は行政と連携する中で、ボランティア活動の促進や独自事業の実施、担い手の育成、相談支援等に取り組みます。

(4) 町の役割

地域福祉の推進に当たって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、更生保護関係団体、自治会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域の特性に応じた施策を推進します。

2. 計画の評価

本計画の推進に当たっては、行政が主体となって、社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、更生保護関係団体、自治会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理は、P D C Aサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

Ⅱ 自殺対策計画

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺による死亡者数の年次推移は減少傾向にあり、令和7年は2万人を下回りました。しかし、自殺者数は令和6年まで毎年2万人を超え、人口10万人当たりの自殺死亡率も主要先進7か国の中では最も高い水準にあることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ない状況です。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

国の動向として、自殺対策基本法第12条に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定しており、概ね5年を目途に見直しを行っています。また、平成28年の自殺対策基本法の改正では、自殺対策に関する地域間の格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、全ての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。

本町では、「忠岡町自殺対策計画」を改定することで、総合的な自殺対策の取組方針を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きるための包括的な支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指します。

《近年の国の主な動向》

年 月	内 容
平成18年6月	自殺対策基本法成立
平成19年6月	初の「自殺総合対策大綱」の策定（閣議決定）
平成24年8月	自殺総合対策大綱改定（1回目）（閣議決定）
平成28年3月	自殺対策基本法一部改正法成立（地域自殺対策計画策定の義務化等）
平成29年7月	自殺総合対策大綱改定（2回目）（閣議決定）
令和4年10月	自殺総合対策大綱改定（3回目）（閣議決定）
令和7年6月	自殺対策基本法一部改正法成立（こどもに対する自殺対策の強化等）

2. 自殺総合対策大綱について

令和4年10月に改定された自殺総合対策大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進等を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

《令和4年 自殺総合対策大綱の概要》

基本理念：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

数値目標：令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。

1. こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ◆自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討
- ◆学校、地域の支援者等が連携し、チームとして自殺対策にあたることができるしくみ等の構築
- ◆命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進
- ◆学校の長期休業時の児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知の徹底の強化を実施したり、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信をする等の取組の推進
- ◆「こども家庭庁」と連携し、こども・若者の自殺対策を推進する体制を整備

2. 女性に対する支援の強化

- ◆妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化

3. 地域自殺対策の取組強化

- ◆地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォーム支援
- ◆地域自殺対策推進センターの機能強化

4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ◆国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化

5. その他、充実・強化項目

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及 ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信 等

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

忠岡町自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画です。

(2) 計画の期間

「第2期忠岡町自殺対策計画」の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

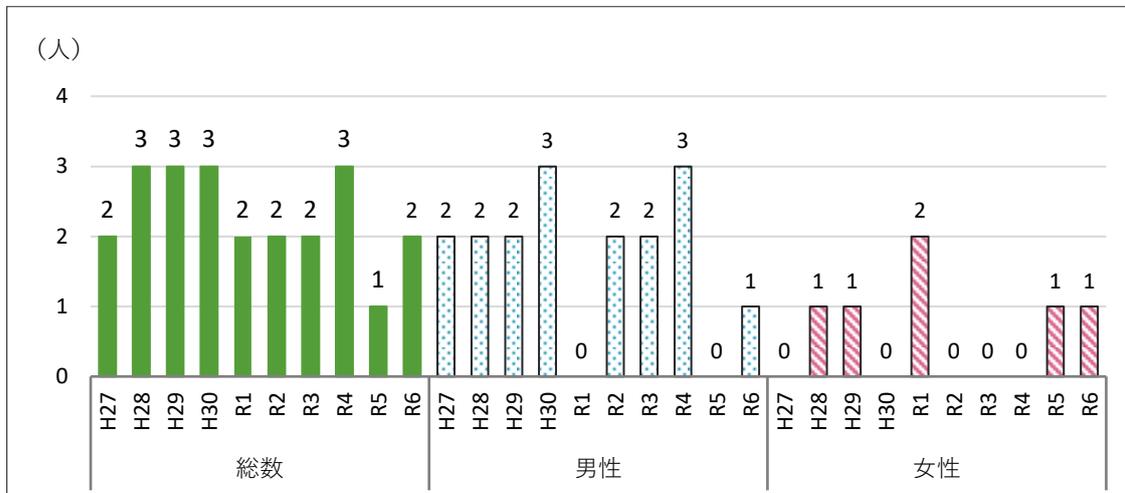
第2章 自殺をめぐる現状

1. 自殺に関する町の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本町の自殺者の総数は、年間1～3人の幅で推移しています。

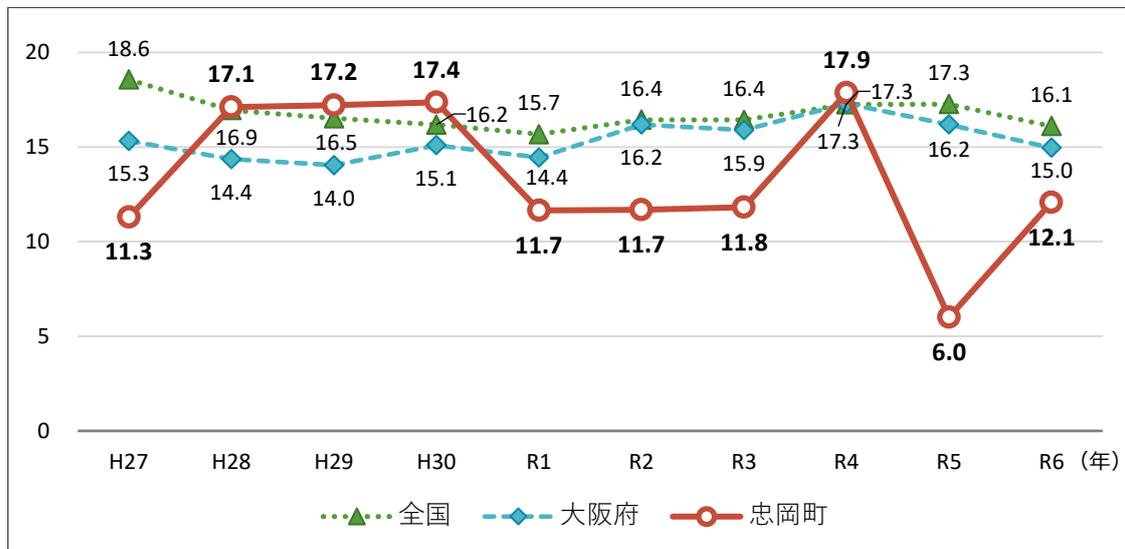
■自殺者数の推移（忠岡町／平成27年～令和6年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本町の自殺死亡率（人口10万人当たり）は、6.0～17.9の間で推移しています。

■自殺死亡率の推移 ※人口10万人当たり

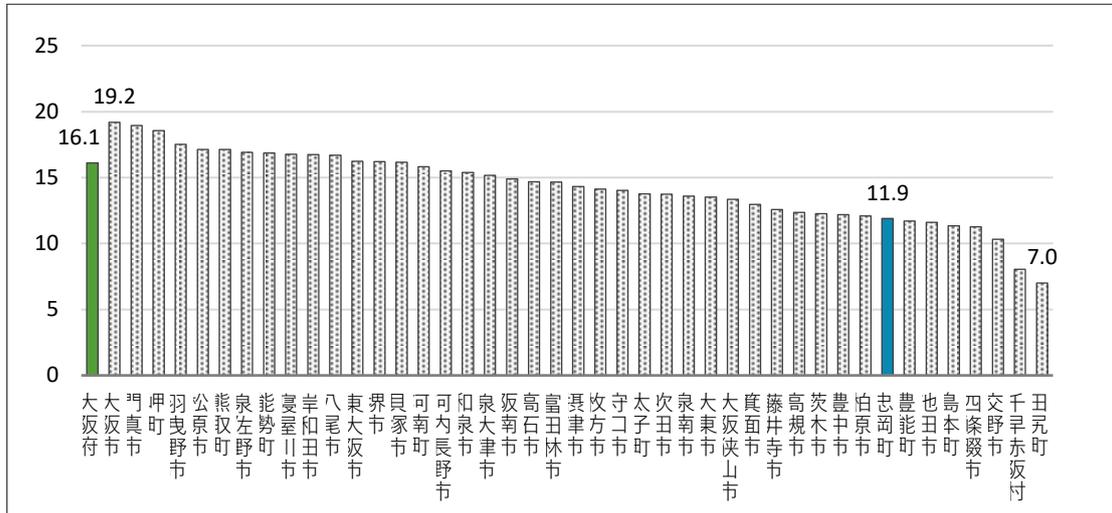


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の比較（府内市町村）

本町の自殺死亡率は、府内では低いところに位置しています。

■自殺死亡率（府内市町村／令和2年～令和6年の平均値）※人口10万人当たり

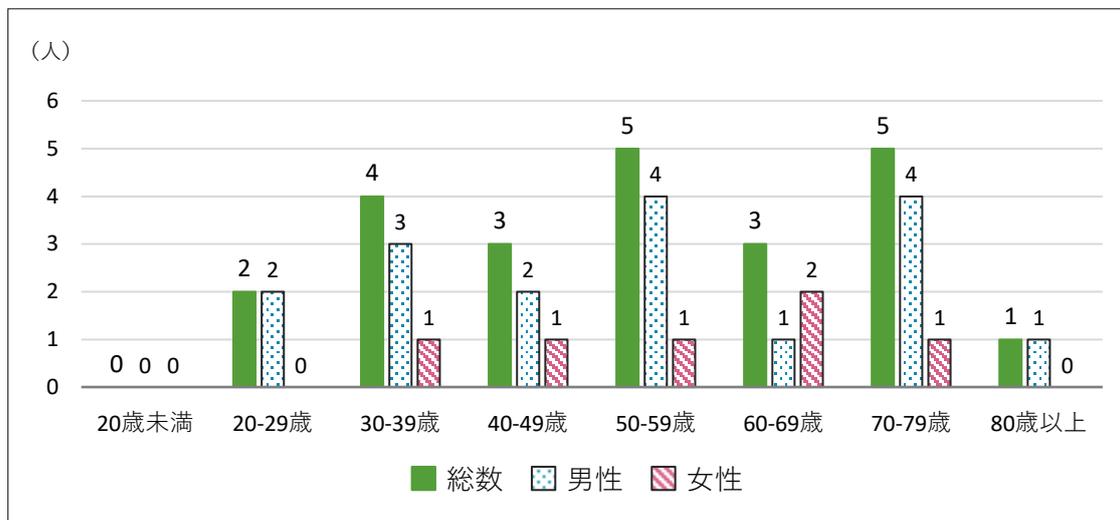


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 年齢層別の自殺者数

本町の年齢層別の自殺者数は、20歳未満は0人ですが、20歳代では2人となっています。近年、全国的に子ども・若者の自殺者数は増加傾向が続いていることから、子ども・若者への啓発や自殺防止の取組を進める必要があります。また、働き盛りの30～50歳代、高齢層の60～70歳代においても自殺者が見られることから、これらの年齢層にも重点的な啓発や様々な取組を進めることが求められます。

■年齢層別の自殺者数（忠岡町／平成27年～令和6年の合計人数）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 属性からみる自殺者数

本町の自殺者の属性は、「男性 40～59 歳（有職・独居）」及び「男性 60 歳以上（無職・同居）」がそれぞれ 20.0%と最も高くなっています。

■自殺者の属性（忠岡町／令和2年～令和6年）

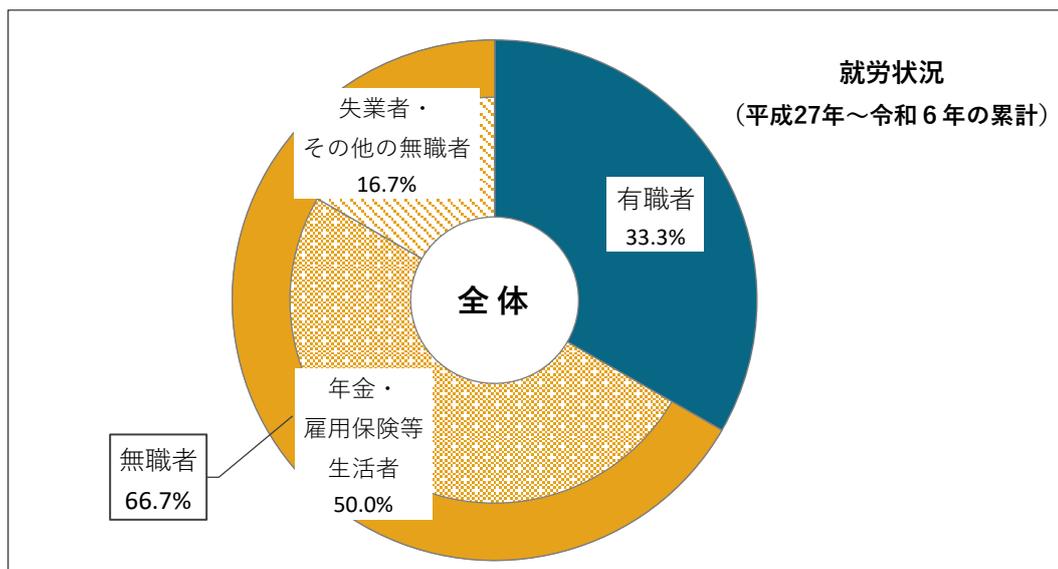
上位の属性	割合	原因
1位：男性40～59歳（有職・独居）	20.0%	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
1位：男性60歳以上（無職・同居）	20.0%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
3位：男性40～59歳（無職・同居）	10.0%	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
3位：男性20～39歳（有職・独居）	10.0%	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3位：女性20～39歳（無職・同居）	10.0%	DV等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺

資料：忠岡町地域自殺実態プロフィール 2025

(5) 自殺者の就労状況

本町の自殺者の就労状況は、「有職者」が 33.3%、「無職者」が 66.7%となっています。

■自殺者の就労状況（忠岡町／平成27年～令和6年）

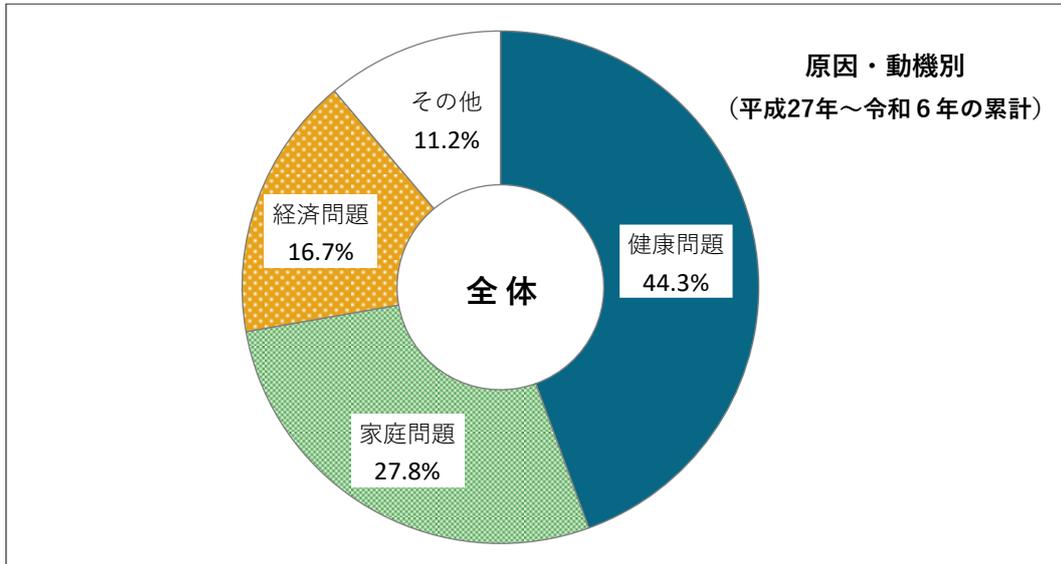


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 自殺の原因・動機

本町の自殺の原因・動機は、「健康問題」が 44.3%と最も高く、次いで、「家庭問題」(27.8%)、「経済問題」(16.7%)の順となっています。

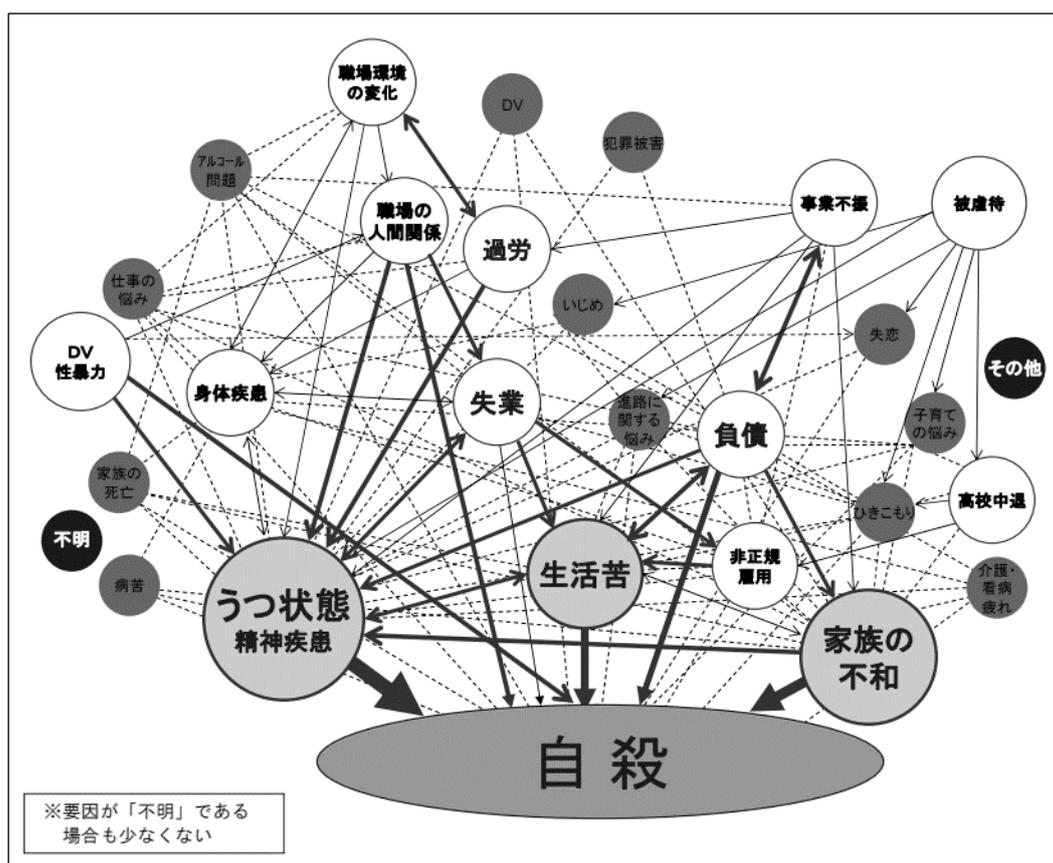
■自殺の原因・動機（忠岡町／平成27年～令和6年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2. 自殺の危機経路について

自殺の原因・動機は単純ではなく、様々な要因が複雑に絡み合っ、自殺に至るといわれています。次の図は、NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態 1000 人調査」から見えてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」

「自殺の危機経路」における○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。また、自殺で亡くなった方は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。

本町において自殺に至られた方々の原因・動機・危機経路を分析し、「自殺者を出さない町（自殺者数0人）」に向けた様々な施策を町全体で推進します。

第3章 施策の展開

本計画により、本町の総合的な自殺対策の取組方針等を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きるための包括的な支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指します。

取組1 現状把握と周知・啓発

(1) 町の実態把握

- ◆いのち支える自殺対策推進センターが全自治体に提供する地域の自殺実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」や、厚生労働省、警察庁が公開しているデータ等に基づき、本町の自殺の実態把握を行います。

(2) 正しい知識の普及・啓発

- ◆各種健（検）診により疾病の早期発見を図るとともに、各種健（検）診の受診時における相談支援や健康づくり事業の普及・啓発を行います。
- ◆国が定める毎年9月10日から9月16日までの「自殺予防週間」や毎年3月の「自殺対策強化月間」等と連動し、ホームページ、広報紙、役場窓口等での自殺防止に向けた広報・啓発活動を実施します。

取組2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 町職員の資質向上

- ◆窓口対応や庁内連携体制の充実に向けて、町職員に対して人権研修やメンタルヘルス対策の機会等を活用し、町職員に自殺の現状や正しい知識が深まるように取組を進めます。

(2) ゲートキーパーの養成

- ◆国の自殺総合対策大綱の趣旨に沿って、町職員や福祉専門職を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人材を育成します。

取組3 生きることの促進要因への支援

(1) 相談支援体制の強化

- ◆不眠、うつ、統合失調症、アルコール依存症、認知症、ひきこもり等で悩んでいる本人や家族に対して、保健所や医療機関、関係機関等と連携して相談支援を行います。
- ◆住民の様々な悩みについて、役場の主な相談窓口や各分野の専門的な相談支援機関を周知します。
- ◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が地域で把握する地域住民の心配ごとについて連携して対応し、適切な相談支援につなげます。

(2) 暮らしの経済面における対応

- ◆住民と接する窓口業務において、経済的困難を抱えている状況が見られる場合は「生きるための包括的な支援」の必要性を勘案し、減免や軽減制度の検討、各種相談、貸付、自立支援相談事業等へつなげます。
- ◆生活困窮者自立支援制度を利用する中において、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含め、大阪府担当部局と連携して相談支援を行い、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。
- ◆就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等について、関係機関と連携して様々な制度や事業を活用しながら自立に向けた就労支援や経済的支援につなげるようにします。

(3) 多様な支援

- ◆うつ病の早期発見・治療につながるよう、健診等あらゆる機会を通じて適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。
- ◆長期ひきこもりの状態にある人や、支援につながる事が難しい人の場合、継続的支援事業（アウトリーチ）を通じて、本人と関係性を構築しながら関係機関と連携して支援します。
- ◆町職員について労働安全衛生法に基づいてストレスチェックや健康診断を実施し、心身の不調を早期発見し、適切なケアにつなげられるよう取り組みます。

(4) 自殺未遂者・自死遺族への支援

- ◆自殺未遂者の社会復帰を支援するため、保健所や医療機関等と連携を図ります。
- ◆自殺者・自殺未遂者及びその方の家族・親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害されることのないように支援します。

取組4 児童生徒への自殺対策

- ◆いじめ等の被害にあった子どもに対しては、早期段階におけるケアが重要となるため、関係機関が緊密に連携してきめ細やかな対応に努めます。
- ◆虐待事案に関しては、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携により、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応等の支援を行います。
- ◆学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより、思春期の子どもたちが抱える不安や悩みに対する相談支援を行います。
- ◆児童生徒に対して、自己肯定感、社会性、学級環境、生活・学習習慣等に対する調査を行い、教職員が児童生徒一人ひとりへの対応方法や、今後の学級経営の方針等の基礎資料として活用します。
- ◆人生のあらゆる場面において、命や暮らしの危機に直面したときや辛く苦しいときには周りの人や相談支援機関等に助けを求めてもよいということを、学校教育の段階から学ぶことができるように取り組みます。

第4章 自殺対策の推進体制

1. 計画の推進

(1) 全庁横断的な体制づくり

「生きるための包括的な支援」に関する事業を実効性あるものとするため、各課の協力により全庁横断的な体制で臨みます。

(2) 連携・協働による総合的な推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現には、自治体、地域、関係団体・関係機関、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。

行政には本町の実情に応じた施策を実施する公助の力、地域や関係団体・関係機関には活動内容の特性に応じて自殺対策に参画する共助の力、地域住民には自殺は他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」ということを認識して自殺対策に取り組む自助の力が期待されます。

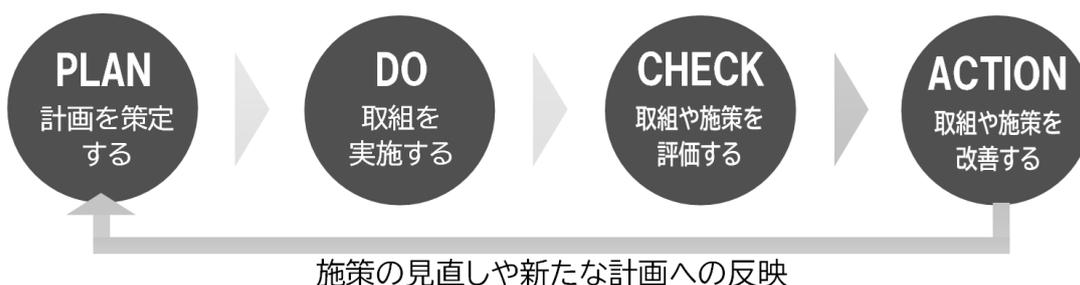
(3) 啓発と教育の両輪による推進

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、そのような心情や背景への理解を深めるためにも、危機的な状況に陥った場合には、誰かに支援や助言を求めることが町民の共通認識となるよう普及啓発することが重要です。

町の全ての人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家や親族の支援や助言を受けながら立ち直っていくのを温かく見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

2. 計画の評価

本計画の推進に当たっては、自殺対策の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてPDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。



資料

1. 忠岡町役場の主な相談窓口

相談内容	詳細	日時	機関名	電話番号
行政相談	国や行政に関する苦情や相談に、行政相談委員が応じます。電話相談も可能です。	毎月第4水曜日 13:30～16:30	秘書人事課	0725-22-1122
法律相談	相続や土地問題等、法律に関する相談に弁護士が無料で応じます。	毎月第4水曜日 13:30～16:30	総務課	0725-22-1122
人権相談	学校や職場等におけるいじめや差別等の相談に応じます。秘密は厳守します。	月～金曜日 9:00～17:30	住民人権課	0725-22-1122
家庭内暴力(DV)に関する相談	配偶者や恋人等の親密な関係にある(あった)人から振るわれる暴力(DV)に関する相談に応じます。	月～金曜日 9:00～17:30	住民人権課	0725-22-1122
女性相談	セクシャルハラスメント等、女性に関する問題の相談に応じます。	月～金曜日 9:00～17:30	住民人権課	0725-22-1122
		毎月第3水曜日 13:30～15:30	文化会館	0725-33-2323
生活困窮者相談	仕事が見つからず経済的に困窮している方等に、一人ひとりの状態に応じた相談支援や、自立に向けた支援等を継続的に行います。	月曜日 10:00～12:00	はーとほっと 相談室	072-430-4321
			福祉課	0725-22-1122
消費生活相談	悪徳商法や多重債務問題、クーリングオフ制度等の消費生活相談に応じます。	火・金曜日 13:00～16:00	産業建築課	0725-22-1122
就労相談 (地域就労支援)	障がいのある方やひとり親家庭、中高齢者等、就労が困難な全ての方を対象に、相談に応じています。	月～金曜日 9:00～17:30	産業建築課	0725-22-1122
特設労働相談	工作中的災害による補償問題や賃金・退職金に関する事等、問題の早期発見とその解決を図るべく、社会保険労務士が相談に応じます。	毎月第3木曜日 13:30～15:30	産業建築課	0725-22-1122
進路相談 (進路選択支援事業)	子どもの進路に関する相談に応じます。	月～金曜日 9:00～17:30	学校教育課	0725-22-1122
		土～日曜日 9:00～17:00	児童館	0725-22-8602

2. 忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する忠岡町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び忠岡町地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定するため、忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉に関する調査研究
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定
- (3) その他地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉担当課及び忠岡町社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会で協議の上、定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別 表

学識経験者
忠岡町社会福祉協議会代表
忠岡町自治会連合会代表
忠岡町エイフボランタリーネットワーク代表
忠岡町民生委員児童委員協議会代表
忠岡町身体障害者福祉会代表
忠岡町しょうがい支援福祉会代表
忠岡町人権協会代表
忠岡町保護司会代表
忠岡町防犯委員会代表
忠岡町老人クラブ連合会代表
忠岡町母子寡婦福祉会代表
忠岡町P T A協議会代表
高齢者福祉施設代表
児童福祉施設代表
福祉事業所代表
住民代表
忠岡町健康福祉部長

3. 忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属
竹 内 亮	大阪体育大学 教育学部 教授
花 野 淳 一	忠岡町社会福祉協議会 会長
松 阪 一 夫	忠岡町自治会連合会 会長
吉 田 幸 代	忠岡町エイフボランタリーネットワーク 会長
八 木 啓 子	忠岡町民生委員児童委員協議会 副会長
石 原 廣 二	忠岡町身体障害者福祉会 会長
森 田 悦 子	忠岡町しょうがい支援福祉会 会長
亘 瑠璃子	忠岡町人権協会 会長
石 井 裕 高	泉北地区保護司会忠岡分会 会長
砂 原 健 吾	忠岡町防犯委員会 会長
前 田 長 市	忠岡町老人クラブ連合会 会長
小 滝 カズ子	忠岡町母子寡婦福祉会 会長
浅 見 武 広	忠岡町P T A協議会 会長
坂 口 敏	高齢者福祉施設 代表 (ピープルハウス忠岡 施設長)
井 手 康 之	児童福祉施設 代表 (チューリップ保育園 園長)
児仁井 雅啓	福祉事業所連絡会 代表 (デイサービス花れん)
二 重 幸 生	忠岡町健康福祉部長

忠岡町第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画
第2期自殺対策計画

発行：忠岡町

編集：忠岡町役場 健康福祉部 福祉課

住所：〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL：0725-22-1122（代表） FAX：0725-22-0364

発行年月：令和8年3月
